

データベース構築促進及び技術開発に関する報告書

法的データベースにおける多分野データベースの統合一体的管理とオフ・オンラインの融合化に関する調査、研究

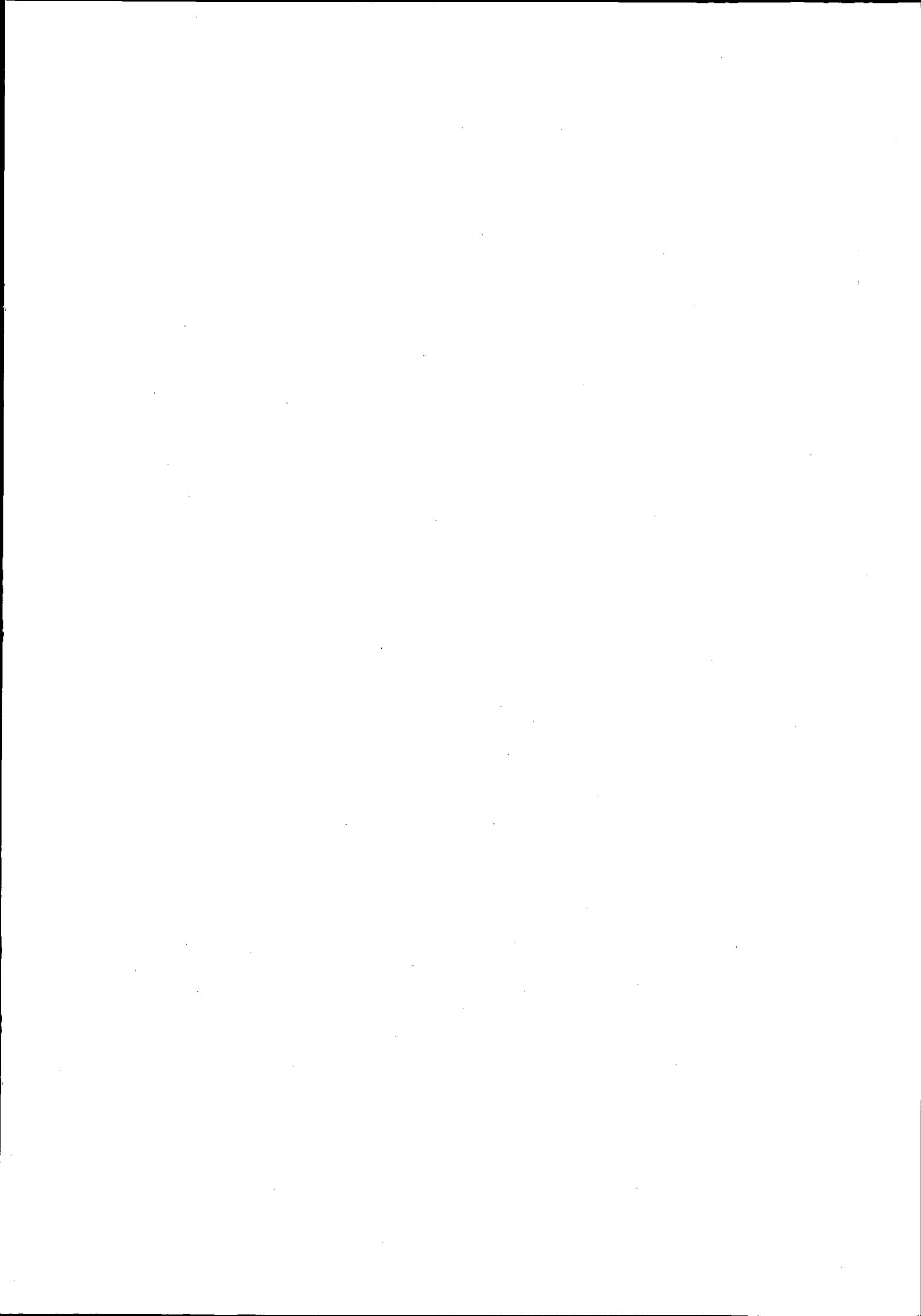
平成8年3月

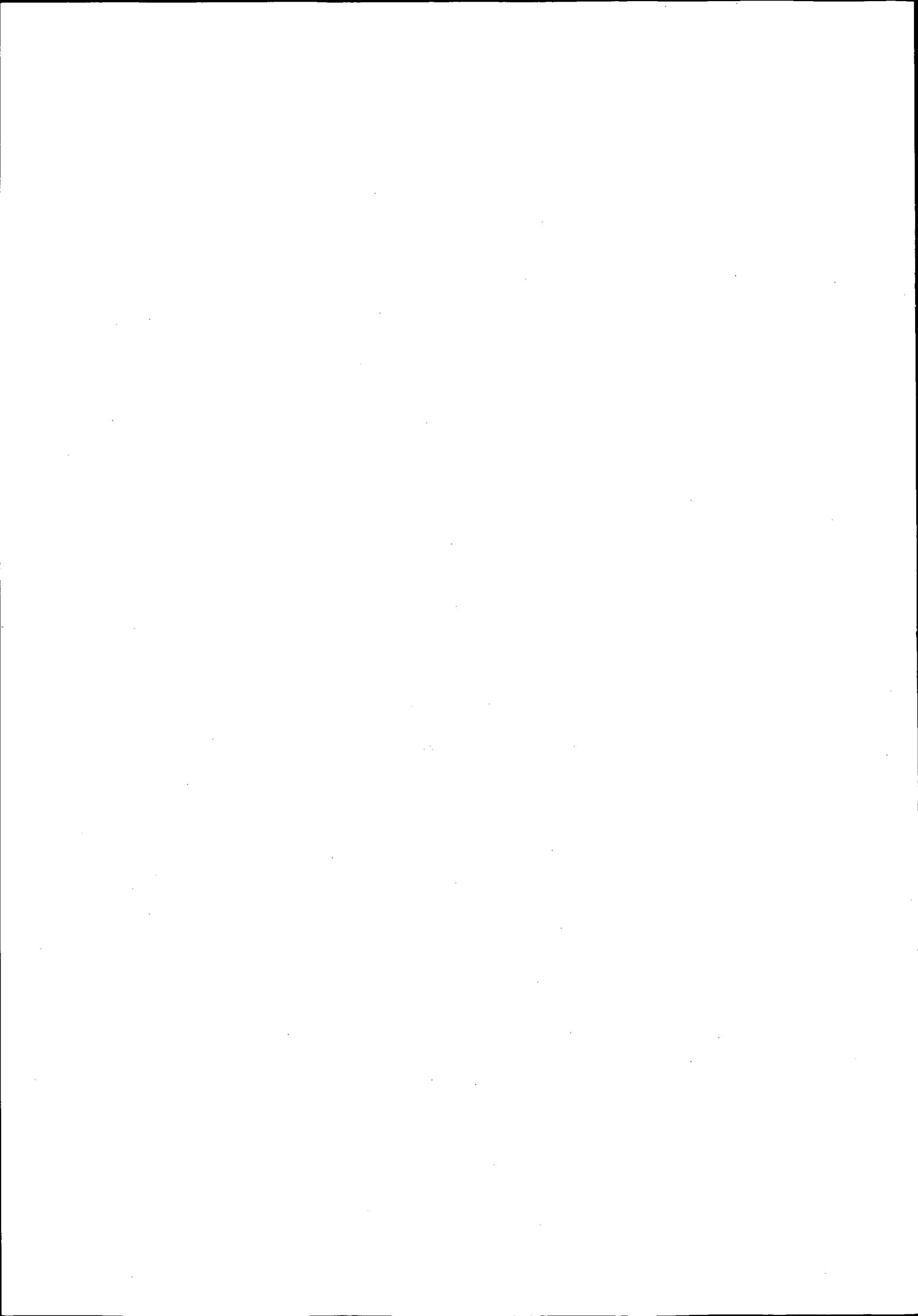
財団法人 データベース振興センター
委託先 株式会社 日本法律情報センター

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものである。





序

データベースは、わが国の情報化の進展上、重要な役割を果たすものと期待されている。今後、データベースの普及により、わが国において健全な行動情報化社会の形成が期待される。さらに海外に対して提供可能なデータベースの整備は、国際的な情報化への貢献および自由な情報流通の確保の観点からも必要である。しかしながら、現在わが国で流通しているデータベースの中でわが国独自のものは1/3にすぎないのが現状であり、わが国データベースサービスひいてはバランスある情報産業の健全な発展を図るためには、わが国独自のデータベースの構築およびデータベース関連技術の研究開発を強力に推進し、データベースの拡充を図る必要がある。

このような要請に応えるため、(財)データベース振興センターでは日本自転車振興会から機械工業振興資金の交付を受けて、データベースの構築および技術開発について民間企業、団体等に対して委託事業を実施している。委託事業の内容は、社会的、経済的、国際的に重要で、また地域および産業の発展の促進に寄与すると考えられているデータベースの構築とデータベース作成の効率化、流通の促進に寄与すると考えられているデータベースの構築とデータベース作成の効率化、流通の促進、利用の円滑化・容易化などに関係したソフトウェア技術・ハードウェア技術である。

本事業の推進に当たって、当財団に学識経験者の方々で構成されるデータベース構築・技術開発促進委員会(委員長 前山梨学院大学教授 蓼沼良一氏)を設置している。

この「法的データベースにおける多分野データベースの統合一体的管理とオフ・オンラインの融合化に関する調査、研究」は平成7年度のデータベースの構築促進および技術開発促進事業として、当財団が株式会社日本法律情報センターに対して委託実施した課題の一つである。この成果が、データベースに興味をお持ちの方々や諸分野の皆様方のお役に立てば幸いである。

なお、平成7年度データベースの構築促進および技術開発促進事業で実施した課題は次のとおりである。

平成8年3月

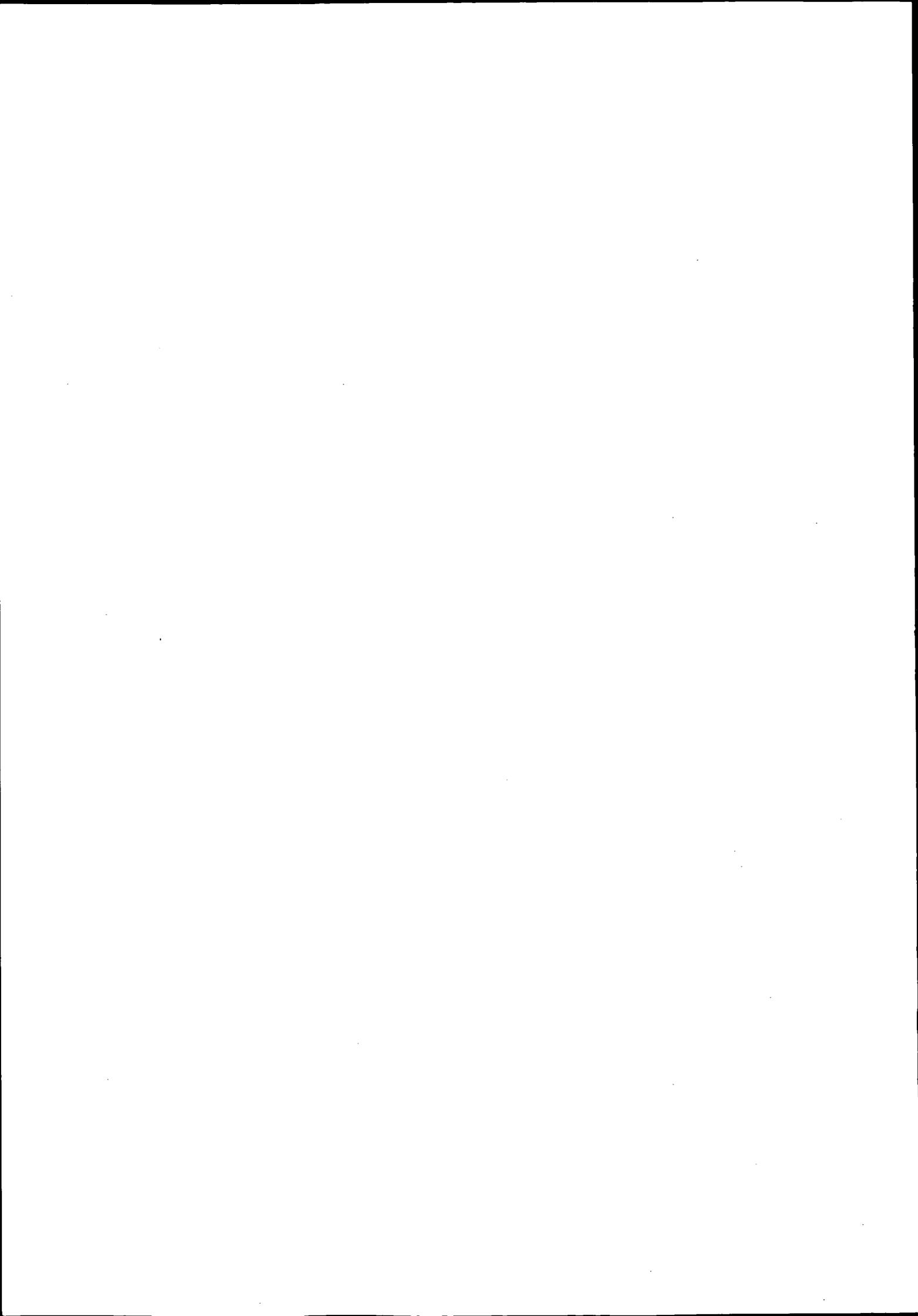
財団法人 データベース振興センター

平成7年度 データベース構築・技術開発促進委託課題一覧

分野	課題名	委託先
社 会	1 法的データベースにおける多分野データベースの統合体的管理とオフ・オンラインの融合化に関する調査、研究 2 新聞記事分類キーワードの標準モデル構築と自動付与に関する調査研究	(株) 日本法律情報センター (株) エレクトロニック・ライブラリー
中小企業振興地域活性化	3 パソコンを用いた地図データベースの基礎構築 4 景観シミュレーション用樹木のデータベース構築 5 包装機械データベースの構築 6 新規事業創出支援のためのデータベース構築に向けた基礎調査 7 高効率化先進材料ファクトデータベースのパッケージ化 8 阪神・淡路大震災の情報デジタル・アーカイブ	(有) 朝日データサービス (株) ストゥディオサカイ (社) 日本包装機械工業会 (株) 日本インテリジェントトラスト (財) 次世代金属・複合材料研究開発協会 神戸マルチメディア・インターネット協議会
技 術	9 Mosaicの利用によるマルチメディアデータベース検索システムの構築 10 大規模データベースにおける構造化情報抽出方式の調査 11 モバイルデータベースシステムに関する調査研究 12 情報収集ロボットによる Internet での WWW 所在検索データベースの構築 13 インハウスデータベース用 CGI 作成の調査研究	日本電子開発 (株) (株) 日本総合研究所 (株) イフ・アドバタイジング 日外アソシエーツ (株) 日本電子計算 (株)

目 次

1. 試験研究の概要	1
1. 1 目的	1
1. 2 実施体制	1
1. 2. 1 委員会の設置	1
1. 2. 2 委員会の構成	2
2. 多分野データベースの統合一体的管理	3
2. 1 はじめに	3
2. 2 判例データベースについて	3
2. 3 コメントデータベースについて	4
2. 4 法令データベースについて	6
2. 4. 1 開発の際の留意点	8
2. 4. 2 検索データの作成	8
2. 4. 3 検索プログラムの開発	16
2. 4. 4 問題点	19
2. 4. 5 今後の課題	19
2. 5 判例、法令、コメントデータベースの統合一体的管理	21
2. 5. 1 判例、法令、コメントの関係	21
2. 5. 2 判例データベースと法令データベース	22
2. 5. 3 判例データベースとコメントデータベース	29
2. 5. 4 コメントデータベースと法令データベース	34
2. 6 まとめ	35
3. オフラインとオンラインの融合化	36
3. 1 タイムラグの存在	36
3. 2 判例集の発売時期によるタイムラグについて	37
3. 2. 1 現 状	37
3. 3 オフラインとオンラインの融合化	40
3. 4 データメンテナンス構造の検討	41
3. 5 融合化の方法	41
3. 5. 1 J L I C提供方式(その1)	41
3. 5. 2 商用ネットワーク方式(その1)	43
3. 5. 3 J L I C提供方式(その2)	45
3. 5. 4 商用ネットワーク方式(その2)	52
3. 6 各方式の検討	53
4. おわりに	56



1. 試験研究の概要

1. 1 目的

近時の社会の複雑化にともなう法的紛争の増加により、わが国もいよいよ訴訟社会への移行の兆しを見せはじめるとともに、法的データベースの需要も飛躍的に増加している。

ところでわが国の場合、法的データベースは、従来、判例関係のデータベースの構築、利用に限定されていた。しかし、判例だけ単体の利用では法的データベースとしては限界があり、さまざまな場面で生起する法的紛争を適切に解決するためには、不十分といわざるをえない。

すなわち、真の法的データベースとして、その高度利用を図るためには、判例にとどまらず、法令データや判例のコメント・解説等（以下「コメント」という。）も法的データベースの内容とするとともに、データの構造・整理、キーワード等が一つのソフトの下に統合化され、一体として利用できることが不可欠であると思われる。

また、世界的にも、わが国の場合も、まずオンラインがあり、CD-ROM等のオフラインデータベースはこれとは別の道をたどってきた。両者が融合化され、一体的・立体的に運用されることはなかったというのが実情のようである。

現今のソフト・ハード技術や専用回線網等の目ざましい発達は、オンライン、オフラインの両者の長所を取り込み、両者の短所をカバーした新しい技術の開発やそれらの技術の実用化を可能にするものと思われる。そこで今回、法的データベースであるリーガルベースを基として、実用的視点を踏まえて、両者の融合化の調査、研究をしようとしたものである。

1. 2 実施体制

1. 2. 1 委員会の設置

本調査研究では、法律の実務家を中心とした「法的データベースの多分野化・融合化検討委員会（以下「委員会」という。）」を組織し、実務家の観点から、法的データベースのあり方について検討を加えた。そして、ワーキンググループが、その討議の結果を受けて具体的な調査、研究作業に従事した。

1. 2. 2 委員会の構成

委員長 田代則春（弁護士・（株）日本法律情報センター所長・ケンシントン大学
客員教授）

委員 天野武一（当社最高顧問・弁護士・元最高裁判所判事）

藤島 昭（弁護士・前最高裁判所判事）

宮崎富雄（弁護士・元地方裁判所所長）

鳥飼公雄（弁護士）

諸永芳春（弁護士）

菅本 進（当社取締役・元産業経済新聞社副社長）

2. 多分野データベースの統合体的管理

2. 1 はじめに

わが国では、法的データベースは判例データベースを中心に発達してきた。しかし、それ以外にも、法的判断を加えるためには、コメントや法令を参照することも必要不可欠である。

そこで、今回、判例データベースに加え、コメントのデータベースを完成させるとともに、未構築の法令データベースを構築することとした。

また、真の法的データベースとしてその高度利用を図るために、これらのデータベースにつき、それぞれの関係を検討するとともに、統合体的運用について調査、研究を加えることとした。

2. 2 判例データベースについて

前述したように、わが国では、法的データベースの分野では判例のデータベースの構築が先行した。これは、判例が実務の分野で重要な位置を占めるからにほかならない。

たとえば、実際に裁判を行う裁判官は、具体的な法的紛争に関し、いわば判例を作り出す立場にあるが、その過程において、同種事案の先例である判例を検討して判断を下す。また、弁護士は、同種事案の先例を基に裁判所の判断を予測して、依頼者に最も有利になるように主張を構成、展開する。さらに、企業の法務担当者についていえば、日常の業務に関し、同種事案の先例を参考にして、法的紛争が発生するのを未然に防止し、またすでに発生した紛争については先例を参考に対策を講じる。

このように、法的判断を下すに際し、判例の果たす役割は大きい。その検索は、従来、何百冊もある判例集を、索引等をたよりに一冊ずつ参照し、膨大な時間と労力をかけて、いわば手作業で行ってきた。それでも、判例集には、言い渡し年月日や参照条文に基づく索引は存在したものの、キーワードによる索引が存在しなかったこともあり、つねに「漏れ」の問題から逃れることができなかった。その意味で、パソコンを利用する法的データベースの分野で、判例データベースが先行したのも当然といえるものがある。

当社でも、まず判例のデータベースの構築から着手し、わが国初のCD-ROMによる判例データベース「リーガルベース」を平成元年4月に完成させた。そして、その後数次の改訂を経て、平成8年1月には「リーガルベース 第11版」の提供を開始した。

「リーガルベース 第11版」の収録範囲および検索項目は以下のとおりである。

収録範囲：最高裁判所発足以来の、全分野、全審級の判例

収録件数：91,356件

検索項目：任意語	(フリーキーワード)
法令条文	(判例に付けられている参照条文の法令名およびその条数から検索する項目)
実務分野	(判例を、あらかじめ実務的な観点から分類した項目に従って分類したもの) 例. 会社法関係、不動産取引関係、市民生活関係、保険関係、教育関係、刑事関係など
裁判日付	(裁判の言い渡し日で検索する項目)
裁判所	(言い渡した裁判所名で検索する項目)
事件番号	(事件毎に裁判所が付した符号および番号で検索する項目)
当事者名	(原告、被告の名前で検索する項目)
裁判官名	(関与した裁判官の名前で検索する項目)
弁護士名	(関与した弁護士の名前で検索する項目)
出典	(判例が収録されている判例集名で検索する項目)

2.3 コメントデータベースについて

コメントとは、判例タイムズ、判例時報、金融・商事判例等のいわゆる判例雑誌と呼ばれる民間の判例集において、各掲載判例の最初に付されている判例の解説部分を指す(次頁参照)。

このコメントには、当該判例の基になった事件の概要・経過、裁判が上訴審であれば、それまでの裁判の経過および下級審の判断内容、裁判で問題になった争点・論点

行政裁判例

行政法一般

行政、行政法一般

市が施行した土地区画整理事業における換地処分が、照応の原則に違反しないとされた事例

〔広島高裁平四（行三）第四号、換地処分取消請求控訴事件、平6・9・28第二部判決、控訴棄却・確定、原審広島地裁昭六一（行ウ）第七号、平4・2・26〕

〔参照条文〕

土地区画整理法八九条

〔解説〕

本件は、広島市が施行した土地区画整理事業における換地処分について、土地区画整理法（以下、法という）八九条に定める照応の原則に反するかどうか問題となった行政事件訴訟の控訴審判決である。

Xは、本件換地処分が照応の原則に反すると主張し、その理由として、まず、本件換地処分では地積式が用いられ、整理前の路線価をもって整

理後の土地評価をしたのは違法であると主張した。

土地区画整理における換地設計とその前提となる土地評価は、従前地と換地が法八九条に定める照応の原則に適合する換地指定を行うため、公平かつ均衡になされる必要があり、一方で広汎な施行地区内の多数の土地につき比較的短期間に換地処分を行う要請から迅速な手続が求められる。換地計画の方法については、法は具体的定めをしていないが、各事業毎に換地設計基準が作成されており、対象となる施行地区の土地の实际情况に応じて、地積式（土地の面積を基本に換地する方式）、評価式（従前地の土地評価を基本に整理後の総土地評価に比例配分する方式）、折衷式が採用されているようである。

本判決は、本件換地処分が地積式を基本としながら従前地を原位置に指定したと想定した価格と現実の換地の評価価格とが適合するように修正する換地計画基準が採用されたことについて、対象区域の特質などに鑑み、施行者であるYの合理的裁量権の範囲に属するとし、Xの主張する違法はないとした。

次に、Xは、本件換地処分が従前

地七筆と換地四筆の照応関係を認めただのは不当であると主張したが、土地改良法五三条一項二号に定める照応関係（法八九条とはほぼ同要件）について従前の土地全体と換地全体とを総合的にみてその間に認められれば足りることは最高裁判所判例（昭和六三年一月一七日第一小法廷、裁集民一五五号一三九頁、本誌六八五号一〇〇頁）の判示するところであり、本件判決も右最判に従ってXの主張を排斥した。

また、Xは、本件土地区画整理の評価員をしていた近隣の土地所有者に対しなされた換地処分と比較して本件換地処分が著しく不公平であると主張したが、本件判決は、両者の従前地と換地の位置、形状、利用状況等を具体的に比較した場合、著しい不公平はなく、照応の原則に反するものではないとした。

換地処分について、照応の原則違反が問題となった事例は多い（違反しないとされた事例として、福岡高判昭46・2・17（行集三二巻一〇二号六八頁）、福岡高判昭49・3・28（本誌三〇九号二九二頁、判時七五〇号四二頁）、大阪地判昭58・2・2（行集三四巻二二七六頁）、同控訴審大阪高判昭59・7・19（行集三五巻七号九五九頁）名古屋地判昭61・11・28（本誌六三八号一四四頁）、仙台高判平5・2・17（判自一二二号四三頁）、前橋地裁判平5・4・16（判自一二二号四八頁）、違反するとして、前掲福岡高判昭46・2・17の原審長崎地判昭43・4・30（行集一

九巻四号八二三頁）、東京地判昭57・10・21（本誌四九八号一九五頁などがある。）が、法八九条の趣旨、要件に照らし個別、具体的に判断されなければならず、本件は一つの事例として参考となると思われるので紹介する。

なお、照応の原則に関する判例の概観については、最高裁判所事務総局・行政裁判資料第六三三号・主要行政裁判例概観5三〇六頁が参考になり、参考文献としては、下出義明・換地処分の研究、大場民男・縦横土地区画整理法、別冊ジュリ「土地取用判例百選」などがある。

控訴人 河原寅次

右訴訟代理人弁護士 高村是誌

被控訴人 広島市

右代表者 市長 平岡敬

右訴訟代理人弁護士 宗政美三

右指定代理人 山崎剛

主文

一 本件控訴を棄却する。

二 控訴費用は控訴人の負担とする。

事案

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人が控訴人に対し昭和六〇年一月二五日付でした、原判決添付別紙処分目録一の「従前の土地」欄記載の土地に対する換地として、同「換地」欄記載の土地を指定した処分及び

同種の判例およびその内容、学説、判例評釈・参考文献等がコンパクトにまとめて掲載されている。

判例のなかには、数十万字にもおよぶ長大なものがあり、その内容を理解しようとすれば膨大な時間を要することになるものもあるが、それらの判例でもコメントを読むことによりごく短時間で内容を把握することができる。

また、通常の判例を参照する際にも、コメントを読めば判例の内容を的確に理解することができ、さらにコメント中に記載されている関連判例を参照することにより、当該判例の位置づけを知ることができる。

このように、コメントは、多忙な中でたくさんの判例を参照し、法的問題をすみやかに解決しなければならない実務家にとって、必要不可欠なものといえる。

そこで、当社では、株式会社判例タイムズ社との共同開発により、「判例タイムズ」掲載のコメントのデータベースの構築に着手し、本調査研究の期間中である平成7年7月に第1版を提供し、さらに、平成8年1月には第2版の提供を開始した。

「リーガルベース 判例コメント版 第2版」の収録範囲は、以下のとおりである。

収録範囲：判例タイムズ300号～881号掲載のコメント

収録件数：13,782件

2. 4 法令データベースについて

法的紛争の解決手段の中心である裁判は、具体的な事実に法を適用して行われる。

したがって、実務家にとり、適用すべき法を選択し、その内容を解釈したうえで事実に適用して結論を導き出すという作業は、その思考の中心をなすものといえる。

とすれば、法令に関し、その存在ないし内容を正しく理解することは、適切な結論を得るための必須の前提になる。

ところで、われわれが法令の内容を知ろうとする場合、書店等で市販されているいわゆる「六法全書」を利用する。しかし、「全書」といいながら、これらの法令集が収録する法令の数は約900件であり、これは現在わが国で適用されている憲法、法律、政令、勅令全3481件（平成7年9月30日現在）のうちの一部を収録したものにすぎない。この点、法令の内容を網羅した法令集として加除式の法令集があるが、これらは全体で100冊を超える膨大なものであり、簡易・迅速に法令を検索することができない。またその価格も初回が約20万円、以後加除代として年間約15万円

前後と、安価とは言いがたい。しかも加除代は毎年かかるものであり、その分の負担も無視できない。

これに対し、データベースの分野では、オンラインの法令データベースが提供されているが、そのうち、中央行政官庁の法令データベースは、地方官庁や裁判所で利用することはできない。一方、NIFTY-ServeやPC-VAN等の民間のネットワークを通じて提供されているものは、時間従料制で、時間あたりの単価も1分間250円から300円と高く、必ずしも、十分に活用できるものとはいえない。

さらに、オフラインの法令データベースとして、電子ブック版の法令データベースが市販されているが、これは収録法令数が約400件と少なく、立法作業や法律実務に耐えうるものとはいえない。

ところで、法令は、毎日あるいは毎週という短いサイクルで内容が改められるものではなく、ある程度の期間、データの内容が更新されることなく継続するものである。その意味で、オフラインのデータベースになじむものといえる。

そして、近時、これまで中央行政官庁で使用されていた、総務庁保有の法令データを収録したMTが、社団法人行政情報システム研究所を通じて民間に開放された。そこで、当社では、法令データベースの重要性を考慮し、法的データベースの一環をなすものとして、CD-ROMによる法令データベースの構築に着手することとした。

(1) 想定されるユーザーについて

この法令データベースは、次のようなユーザーに利用されるものと思われる。

〔法人〕 裁判所

検察庁

警察

弁護士事務所

地方官庁

大学・図書館

企業法務部 等

〔個人〕 裁判官

検察官

警察官

弁護士

学者

司法修習生

弁理士

税理士 等

(2) 想定される利用方法

- ①裁判、検察、弁護という法律実務で条文を参照する
- ②地方自治体が条例案を作成する場合に、上位の法である法律や政令に抵触しないかどうかを調査する
- ③民間企業が新規事業に参入する場合に、関係法令や政府の規制にどのようなものがあるかを確認する
- ④学者が自己の研究をおこなう際に参照する 等

2. 4. 1 開発の際の留意点

(1) データの正確性の確保

法令は、政治、行政、裁判の分野にとどまらず、法治国家では、我々の生活全体の大本になるものである。したがって、データに誤りがあればその影響は大きい。そこで、まずデータの正確な再現を心がけることとした。

(2) 本データベースの利用者は、上記のようにコンピュータの専門家以外の方が中心になると思われる。そこで、ユーザーの使い勝手のよい検索ソフトを設計・開発することに留意した。

(3) データベース提供後、迅速にバージョンアップができるように、新規データを社内で編集・登録等ができるようなシステムを構築することとした。

2. 4. 2 検索データの作成

(1) 法令データの作成

今回開発する法令データベースの基になるデータは、(社)行政情報システム研究所提供のものであるが、このデータはJISコードで入力してあるため、これを新JISコードに変換する必要があった。ところが、基データの中に仕様外のコードが存在したため、変換プログラムが正常に機能せず、「文字化け」を生じた。そこで、行政情報システム研究所に、当該コードの意味を問い合わせ、変換コードの対応表を追加することにより、3回目で成功した。

■データ変換仕様（外字の変換）

旧コード	新外字コード	新新フォント（次回）	仕様・フォント
21A5	81AC		=
21A6	82A9		か
21A9			=
3DCC	837A8345		ホウ
30AB	8343		イ
46B7	82C682C7		とど
49CA	82DD82C882C6		みなと
4FA8	83438393		イン
50D4	81AC		=
A121	EB41	#A121	横書き開始
A122	EB42	#A122	横書き終了
A125	EB43	#A125	上
A126	EB44	#A126	下
A127	EB45	#A127	ルビ（ふりがな）
A128	EB46	#A128	上つき、下つき、ルビ等の終了
A129	EB47	#A129	繰返し
A12A	EB48	#A12A	改行
A12B	EB49	#A12B	タブ（印刷位置指定）
A12C	EB4A	#A12C	分岐
A12D	EB4B	#A12D	分岐より正常に戻る
A12E	EB4C	#A12E	合成
A12F	EB4D	#A12F	合成終了
A131	EB4E	#A131	表の開始
A132	EB4F	#A132	表の終了
A133	EB50	#A133	右
A134	EB51	#A134	左
A135	EB52	#A135	式の開始

旧コード	新外字コード	新新フォント (次回)	仕様・フォント
A136	EB53	#A136	式の終了
A137	EB54	#A137	図の替わり
A138	EB55	#A138	別表のタグ
A139	EB56	#A139	別表のタグ
A13A	EB57	#A13A	空欄 (タグ)
A13B	EB58	#A13B	～から～まで
A13D	EB59	#A13D	空欄 (タグ)
A141	EB5A	#A141	以下半角文字
A147	EB5B	#A147	以下漢字
A153	EB5C	#A153	データの終わり
A15C	EB5D		空白
A168	EB5E		—
A169	EB5F		—
A341	EB60	#A341	法令名
A342	EB61	#A342	法令番号
A343	EB62	#A343	施行年月日
A344	EB63	#A344	最終改正年月日
A345	EB64	#A345	空欄 (タグ)
A346	EB65	#A346	制定文
A347	EB66	#A347	目次
A348	EB67	#A348	本則中の編名
A349	EB68	#A349	本則中の章名
A34A	EB69	#A34A	本則中の節名
A34B	EB6A	#A34B	本則中の款名
A34C	EB6B	#A34C	本則中の目名
A34D	EB6C	#A34D	外部条見出し
A34E	EB6D	#A34E	条名
A34F	EB6E	#A34F	項番号
A350	EB6F	#A350	号番号

旧コード	新外字コード	新新フォント (次回)	仕様・フォント
A351	EB70	#A351	ただし書
A352	EB71	#A352	附則
A353	EB72	#A353	別表
A354	EB73	#A354	別記
A355	EB74	#A355	附録
A356	EB75	#A356	内部条見出し
A357	EB76	#A357	空欄 (タグ)
A358	EB77	#A358	空欄 (タグ)
A359	EB78	#A359	空欄 (タグ)
A35A	EB79	#A35A	附則別表
A361	EB7A	#A361	法令名 (法令番号が法令名のもの)
A362	EB7B	#A362	空欄 (タグ)
A363	EB7C	#A363	空欄 (タグ)
A364	EB7D	#A364	空欄 (タグ)
A365	EB7E	#A365	空欄 (タグ)
A366	EB7F	#A366	目次中の前文
A367	EB80	#A367	空欄 (タグ)
A368	EB81	#A368	目次中の編名
A369	EB82	#A369	目次中の章名
A36A	EB83	#A36A	目次中の節名
A36B	EB84	#A36B	目次中の款名
A36C	EB85	#A36C	目次中の目名
A36D	EB86	#A36D	目次中の見出し
A36E	EB87	#A36E	目次中の条名
A36F	EB88	#A36F	空欄 (タグ)
A370	EB89	#A370	空欄 (タグ)
A371	EB8A	#A371	空欄 (タグ)
A372	EB8B	#A372	目次中の附則
A373	EB8C	#A373	空欄 (タグ)

旧コード	新外字コード	新新フォント (次回)	仕様・フォント
A374	EB8D	#A374	事項区分・編
A375	EB8E	#A375	空欄 (タグ)
A376	EB8F	#A376	空欄 (タグ)
A377	EB90	#A377	事項区分・章
A378	EB91	#A378	空欄 (タグ)
A379	EB92	#A379	事項区分・節
A37A	EB93	#A37A	事項区分・法令名
A422	EB94	#A422	別表のタグ
A424	EB95	#A424	別表のタグ
A426	EB96	#A426	別表のタグ
A428	EB97	#A428	別表のタグ
A42A	EB98	#A42A	別表のタグ
A42B	EB99	#A42B	別表のタグ
A42D	EB9A	#A42D	別表のタグ
A42F	EB9B	#A42F	別表のタグ
A431	EB9C	#A431	別表のタグ
A433	EB9D	#A433	別表のタグ
A435	EB9E	#A435	別表のタグ
A437	EB9F	#A437	別表のタグ
A439	EBA0	#A439	別表のタグ
A43B	EBA1	#A43B	別表のタグ
A43D	EBA2	#A43D	別表のタグ
A43F	EBA3	#A43F	別表のタグ
A441	EBA4	#A441	別表のタグ
A444	EBA5	#A444	別表のタグ
A446	EBA6	#A446	別表のタグ
A448	EBA7	#A448	別表のタグ
A452	EBA8	#A452	別表のタグ
A458	EBA9	#A458	別表のタグ

旧コード	新外字コード	新新フォント (次回)	仕様・フォント
A46A	EBAA	#A46A	別表のタグ
A522	EBAB	#A522	別表のタグ
A524	EBAC	#A524	別表のタグ
A526	EBAD	#A526	別表のタグ
A528	EBAE	#A528	別表のタグ
A52A	EBAF	#A52A	別表のタグ
A52B	EBB0	#A52B	別表のタグ
A52D	EBB1	#A52D	別表のタグ
A52F	EBB2	#A52F	別表のタグ
A531	EBB3	#A531	別表のタグ
A533	EBB4	#A533	別表のタグ
A535	EBB5	#A535	別表のタグ
A537	EBB6	#A537	別表のタグ
A539	EBB7	#A539	別表のタグ
A53B	EBB8	#A53B	別表のタグ
A53D	EBB9	#A53D	別表のタグ
A53F	EBBA	#A53F	別表のタグ
A541	EBBB	#A541	別表のタグ
A544	EBBC	#A544	別表のタグ
A546	EBBD	#A546	別表のタグ
A548	EBBE	#A548	別表のタグ
A54A	EBBF	#A54A	別表のタグ
A54B	EBC0	#A54B	別表のタグ
A54C	EBC1	#A54C	別表のタグ
A54D	EBC2	#A54D	別表のタグ
A54E	EBC3	#A54E	別表のタグ
A54F	EBC4	#A54F	別表のタグ
A552	EBC5	#A552	別表のタグ
A555	EBC6	#A555	別表のタグ

旧コード	新外字コード	新新フォント (次回)	仕様・フォント
A558	EBC7	#A558	別表のタグ
A55B	EBC8	#A55B	別表のタグ
A55E	EBC9	#A55E	別表のタグ
A55F	EBCA	#A55F	別表のタグ
A560	EBCB	#A560	別表のタグ
A561	EBCC	#A561	別表のタグ
A562	EBCD	#A562	別表のタグ
A564	EBCE	#A564	別表のタグ
A566	EBCF	#A566	別表のタグ
A568	EBD0	#A568	別表のタグ
A569	EBD1	#A569	別表のタグ
A56A	EBD2	#A56A	別表のタグ
A56B	EBD3	#A56B	別表のタグ
A56C	EBD4	#A56C	別表のタグ
A56D	EBD5	#A56D	別表のタグ
A56F	EBD6	#A56F	別表のタグ
A572	EBD7	#A572	別表のタグ
A573	EBD8	#A573	別表のタグ
A825	EBD9		〃
A828	EBDA		=
A846	EBDB		((
A847	EBDC))
A862	EBDD		()
A928	EBDE		Δ
A92E	EBDF		Σ
A934	EBE0		ルート
A935	EBE1		アップパー
AE21	EBE2		I
AE22	EBE3		I I

旧コード	新外字コード	新新フォント (次回)	仕様・フォント
AE23	EBE4		I I I
AE24	EBE5		I V
AE25	EBE6		V
AE26	EBE7		V I
AE27	EBE8		V I I
AE28	EBE9		V I I I
AE29	EBEA		I X
AE2A	EBEB		X
AE2F	EBEC		X V
AE41	EBED		i
AE42	EBEE		i i
AE43	EBEF		i i i
AE44	EBF0		i v
AE45	EBF1		v
AE46	EBF2		v i
AE47	EBF3		v i i
AE48	EBF4		v i i i
AE4B	EBF5		x i
AE4F	EBF6		x v
AE53	EBF7		x i x

(2) 参照条文データ

法令の中には、同種の規制が異なる法令にわたっていたり、条文の内容が他の条文に引用されているものがある。そこで、これらのものについては、法令を検索した際に、その同種の法令や、引用法令を参照できれば便宜である。そこで、頻繁に利用されると思われる主要法令45件について、そのための「参照条文」のデータを作成した。

2. 4. 3 検索プログラムの開発

(1) 検索機能

【一覧表検索方式】

法令の検索は、使い易さを考慮し、法令の一覧表から法令名を選択して表示する方式を採用した。法令の一覧表の表示方法は複数用意し、ユーザーがその中から最も適当な方法を選択して一覧を表示させる。一覧表の表示方法は以下のとおりである。

①法令名50音順一覧

法令名を50音順に並べて表示する。

②法令名JISコード順一覧

法令名をJISコード順に並べて表示する。

③法令番号順一覧

法令が制定された際に付された番号の順に表示する。

例. 地方自治法 (昭和22年法律第67号)

民事訴訟法 (明治23年法律第29号)

④法令公布年月日順一覧

成立した法令が公布された日の順に表示する。

⑤法令施行年月日順一覧

法令が効力を生じた日の順に表示する。

⑥任意語検索一覧

ユーザーが指定した任意語(フリーキーワード)で、法令名、条文全文を検索し、該当する法令の法令名を表示する。

任意語の検索は、株式会社言語工学研究所の全文検索システム「俊司」を利用し、法令名や条文中で使用されている任意の言葉で検索できるようにした。この全文

検索システムを採用したのは、法令条文に人間がキーワードを付与するのは著しく困難であること、キーワード付与のばらつきによる検索漏れを防止する必要があることという理由による。

また、同義語検索機能により、指定した任意語とともに、同義語でも検索できるようにした。

例. コンピュータ → 電子計算機、電算機、計算機、電脳 ……

また、これらの条件に加えて、次の条件で一覧表を絞りこむことができる。

⑦法令の種別

上記の条件で表示した法令を、「憲法」「法律」「政令」「勅令」という法令の種別で絞りこむ。

例. 法律の50音順の一覧表

政令の法令番号順の一覧表

⑧法分野別

法令の一覧表を法令の分野で絞りこむ。

例. 行政法分野の法令の50音順の一覧表

国際法分野の法令の公布年月日順の一覧表

一覧表は、スクロールして表示させる他、各一覧表に応じた「ジャンプ」機能を設け、参照したい法令名のところに移動できるようにした。

例. J I S 順一覧表での指定漢字ジャンプ

50音順一覧表での先頭よみ1文字ジャンプ

公布年月日順一覧表での年月日ジャンプ

条文内容の参照は、一覧表から、表示したい法令名を選択しておこなう。

【法令条文検索方式】

法令名または、法令名と条文を直接指定して検索する方式

条文まで指定した場合、条文の表示は、その指定した部分が表示される。ただし、スクロールすることにより、当該法令の全部分を参照することができる。

(2) その他の機能

①参照条文表示機能

各条文の参照条文を表示する機能

主要45法令について、各条文に参照条文のデータを付加し、「条文表示画面」中の[参照条文] ボタンをクリックすることによって、参照条文を表示できるようにした。

例. 民法297条

留置権者ハ留置物ヨリ生スル果実ヲ収取シ他ノ債権者ニ先チテ之ヲ其債権ノ弁済ニ充当スルコトヲ得

参照条文 ←



民法88条

← 民法89条

民法350条

民法491条



民法89条

天然果実ハ其元物ヨリ分離スル時ニ之ヲ収取スル権利ヲ有スル者ニ属ス

②付せん機能

ユーザーが頻繁に参照する法令や条文にマークを付け、いつでもその法令や条文を呼び出せるようにする機能

税理士や弁理士など特定の法令を参照するユーザーに便利な機能として設定した。

また、マークした法令や条文にメモを書くことも可能にした。

③縦書表示機能

ユーザーは、条文の縦書表記に慣れていると思われるので設定した。

④アンドゥー（やり直し）機能

操作を間違えた場合、1回前の操作にもどることができる機能

⑤ログイン機能

検索経過を表示する機能

⑥印刷機能

⑦ダウンロード機能

⑧ヘルプ機能

2. 4. 4 問題点

- (1) (社) 行政情報システム研究所提供のデータは、憲法・法律・政令・勅令の4種類であり、規則・省令・条例・条約等が含まれていないこと

この点、同研究所を通じて総務庁に収録法令の種類を増やすように要望しているが、衆議院規則、参議院規則、刑事訴訟規則等の重要な規則については自社入力も検討している。

- (2) 図表や数式などを法令の原本どおりに再現できなかったこと

各種税法や、一部の特殊な法令の中には、図表や数式などが含まれているが、これらの図表や数式などは文章等のテキストデータとは異なるデータ形式（タグ等）をとっており、それらを正確に画面に表示しようとする、右のデータ形式を正確に解析し、表示用のプログラムを作成する必要がある。しかし、それには膨大な時間と労力がかかるため、今回は開発を断念し、タグを除いた形で入力状態そのままに画面表示した。

なおこの点、図表や数式のデータを解釈することにより、罫線や特殊記号を使用せずに表現することも可能であり、実際一部のデータベースではこの方式を採用しているが、法令の原本とは異なること、解釈の間違いが生じるおそれがあること、3800件を超える全法令についてこのような解釈を加えることは著しく困難なことから、この方式の採用も見送った。

2. 4. 5 今後の課題

- (1) 法令の改正経過の追従機能の設置

現在、年月日による検索は、「公布年月日」「施行年月日」「最終改正年月日」の3種類しかできないが、たとえば過去の判例を参照する場合などは、「何年何月何日に通用していた法令」という形式で、時期を指定して法令を検索・表示す

ることも考えられるので、ユーザー側のニーズを調査したうえで、当該機能を設けるかどうかを検討する必要がある。

(2) 判例データベース、コメントデータベースとの相互参照機能の付加

後述するとおり、法的データベースを機能的、効率的に利用しようとするれば、法令データベースだけでなく、他の判例データベースやコメントデータベースを相互に参照できるようにすることが必要であるが、今回は、データベースのゼロからの構築であることから、まずシステムの安定性を確保すべきであるとの判断により、これらの相互参照機能の設置を見送った。

そこで、次回以降のバージョンアップにおいてこれらの機能を設けるかどうかを検討する必要がある。

(3) 本データベースは、法令データにつき年2回のバージョンアップを予定しているが、最新の法令データの入手を希望するユーザーのために新規法令をオンラインで提供する必要があるかどうかを検討する必要がある。

2. 5 判例、法令、コメントデータベースの統合体的管理

2. 5. 1 判例、法令、コメントの関係

法的紛争を最終的に解決する手段としてわれわれが利用するのが裁判である。

この裁判とは、具体的な争いを解決するためになされる公権的な法的判断である。これは、民事訴訟であれば、具体的な権利義務の争いにつき、裁判所が当事者の主張を聞いたうえで法を適用してなされる判断であり、また刑事訴訟では、犯人の行為が、法の定める犯罪にあたるか否かの判断である。

このように、裁判は、事実を認定したうえで、法を解釈、適用して判断する作用が中心となる。

ところで、法は、その性質上規定のしかたが抽象的である。たとえば殺人罪の条文は「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役に処する(刑法199条)」と定めるのみであり、条文を読んだだけでは、

- ①生まれてくるまえの胎児を殺害した場合は殺人罪にあたるのか
- ②被害者が生きているものと思っていたが、実は行為時には既に死亡していた場合、殺人罪にあたるのか
- ③人を脳死状態にした場合、殺人罪にあたるのか
- ④相手方が攻撃をしかけてきたので、やむなく殺してしまったが、それでも殺人罪にあたるのか

等の点については結論を出すことはできない。

すなわち、具体的な事実には法を適用するためには、その前提として、事実に応じて法を解釈する必要がでてくるのであり、その際のがかりになるのが判例である。

たとえば上記の例の、「生きていると思って人を殺したが、その時にはすでに被害者が死亡していた場合を殺人罪に問えるか」という問題に関し、「行為者だけでなく一般人も被害者の死亡を知り得ない状況であれば殺人(未遂)にあたる」(広島高裁昭和36年7月10日判決)という判例があることが判れば、はたして行為時にそのような状況にあったか否かを認定することにより結論を出すことができる。

またコメントは、前述したように、判例の内容、論点などをコンパクトに解説し、判例の解釈の手助けとなるものであることから判るとおり、判例と密接に結び付き、したがって法令の解釈とも結び付くものである。

このように、判例、法令、コメントは、法的判断の分野では相互に密接に関連しているといえる。そこで、この三者のデータベースをそれぞれどのように結び付けば有効かを検討した。

2. 5. 2 判例データベースと法令データベース

判例データベースと法令データベースの統合的利用としては、次の二つの方法が考えられる。

- ① 判例データベースを利用しながら、条文を参照する場合
 - ② 法令データベースを利用しながら、判例を参照する場合
- 以下、それぞれの場合につき検討する。

(1) 判例データベースを利用しながら、条文を参照する場合

当社の判例データベース「リーガルベース」では、判例の検索は

[検索条件入力] → [検索] → [検索結果一覧] → [詳細表示] という経過をとる。このうち法令および条文が関係するのは、

- 検索条件入力画面中の法令・条文入力画面
- 検索結果詳細表示画面

の二つの場合がある。

① 法令・条文入力画面

この画面は、「法令・条文」から判例を検索する場合に、検索キーとする「法令名」「条数」「項数」を入力する画面である。

現在リーガルベースでは、検索条件を入力する際の機能として、「法令名参照機能」を設けている。この機能は、固有名詞である法令名の中には、長いものや特殊なものも多く、なかなか正確には記憶できないにもかかわらず、1字でも異なれば検索できなくなるために、これを防止するために付加されたものである。この機能を使えば、法令名の記憶が不確かであっても、その読みの先頭の一字や、法令名の一部を入力することにより、まず該当の法令名の一覧が表示されるので、その中から検索したい法令名を指定することができる。

しかし、法令・条文の中で、実際に判例を特定できるのは、法令名よりも条数である。たとえば、「民法」では範囲が広汎にすぎ、キーワードとして適切では

ないが、「民法90条【公序良俗】」を指定すれば、判例を特定することができる。したがって、法令名だけの参照機能では不十分であり、条文の内容まで参照できてはじめて有効なものになる。

また、法令・条文による検索は、「法令名参照機能」を使わずに、法令・条文入力欄に直接法令名、条数を入力して行うこともできるので、この画面でも「条文参照機能」を使用できるようにすることが便宜である。

② 検索結果詳細表示画面

この画面は、検索した判例の結果を出力する画面であり、以下のものが表示される。

- 文献番号
- 事件名
- 裁判所
- 裁判日付
- 事件番号
- 判示事項
- 裁判要旨
- 参照条文
- 理由
- 関与裁判官
- 参考文献
- 判例評釈・関係論文

このように、検索結果詳細表示画面は、検索した判例の内容そのものを参照する画面であり、条文の内容を参照する必要性の最も高い場面である。

そこで、現在のリーガルベースでは、詳細表示画面の右上に「コメント」ボタンを表示し、コメントを参照できるようにしているので、それに並べて「条文」ボタンを表示し、当該ボタンをクリックすることにより、条文を表示させる方法が考えられる。

詳細	
【文献番号】 091159	コメント
【事件名】 住民票記載処分取消請求控訴事件	条文
【事件番号】 平成3年（行コ）第69号	
【裁判日付】 平成7年3月22日	
【裁判所】 東京高等裁判所判決／棄却◇未確定	
【判示事項】 住民票における非嫡出子の続柄欄記載の取消しの訴えの利益 が消滅したとされた事例	
【法令条文】 行政事件訴訟法9 国家賠償法1-1 住民基本台帳法7	

[図2-1 詳細表示画面における参照ボタン]

なお、詳細表示画面で条文を参照させるに際し、次のような問題点がある。

- ① 現在の詳細表示画面中で、参照条文として、法令名と条数を表示させているが、[条文] ボタンを表示させると、同一画面上で2箇所「条文」に関する情報が表示されることになるため、利用者を混乱させる可能性がある。

そこで、条文の表示方法を統一し、詳細表示画面には[条文] ボタンだけを表示することとし、ボタンをクリックすることによってまず法令名と条数の一覧を表示させる。そして、さらにその中に[条文表示] ボタンを設けておき、そのボタンをクリックすることによって、条文を表示させる方法が考えられる。(次頁図 参照)

詳細	
【文献番号】 091159	コメント
【事件名】 住民票記載処分取消請求控訴事件	条文
【事件番号】 平成3年（行コ）第69号	
【裁判日付】 平成7年3月22日	
【裁判所】 東京高等裁判所判決／棄却◇未確定	
【判示事項】 住民票における非嫡出子の続柄欄記載の取消しの訴えの利益が消滅したとされた事例	
【裁判官】 伊藤滋，矢崎正彦，飯村敏彦	
【出典】 判例タイムズ874号82頁	
【必要全文】	



詳細	
【文献番号】 091159	コメント
【事件名】 住民票記載処分取消請求控訴事件	条文
【事件番号】 平成3年（行コ）第69号	
【裁判日付】	条文
【裁判所】 ●住民基本台帳法7	
【判示事項】 ●行政事件訴訟法9	
	●日本国憲法13
【裁判官】 ●日本国憲法14	
【出典】 ●国家賠償法1-1	
【必要全文】	条文表示

[図2-2 条文表示画面(案)]

ただし、この方法も、従来表示されていた法令名と条数がそのままでは表示されなくなるという別の問題もあり、なお検討を要する問題である。

- ② 判例集の中には、行政事件裁判例集や、労働関係民事裁判例集のように、判例自体に参照条文のデータが付されていないものがあり、その様な判例について参照条文をどのように表示させるかが問題となる。

この点、参照条文のない判例については、判例を入力するためのインデックス作業の段階で、あらたに参照条文を付加する方法が考えられる。

ただしこの方法も、処理に高度の専門知識を要する点、すでに入力済の判例についても処理を要する点などの問題がある。

- ③ どこまで、条文を表示させるのか。

条文の表示は、判例に付されている参照条文のデータを基にすることが考えられるが、判例中には、それ以外にも法令が表示される場合がある。それらにつき、どこまで法令データベースと対応させるかが問題になる。

たとえば、東京高裁昭和55年9月30日判決・判例タイムズ429号110頁の判例には、参照条文は「民訴法232条」のみがあげられているが、判決理由中には次のような部分がある。

「(前略) 控訴人は地方公務員であるから、正確には地方公務員としての給与の請求であり、行政事件訴訟法第4条の当事者訴訟として審理裁判されるべきものである。

(中略)

本件事故に係る訴外倉田の加害行為を理由として主位的に国家賠償法第1条第1項に基づき、予備的に民法第715条第1項に基づき損害賠償を求める請求であるのみならず、(中略)

三 してみれば、本訴請求を棄却した原判決は相当で、本件控訴は理由がない。よつて、民事訴訟法第384条によりこれを棄却することとし、控訴費用の負担について同法第95条、第89条を適用して、主文のとおり判決する。」

このように、参照条文以外にも

・行政事件訴訟法第4条

- ・国家賠償法第1条第1項
- ・民法第715条第1項
- ・民事訴訟法384条
- ・民事訴訟法95条
- ・民事訴訟法89条

6つの条文が判例中に引用されている。これらの条文のすべてを表示させるとすれば1条ずつデータ化していかなければならない。しかし、長大な判決理由のなかから引用条文を抽出し、データ化するのは膨大な労力を要することになり、現実的ではない。そこで、判例集で参照条文とされているものについては、画面で該当法令・条数をクリックするだけで条文が表示できるようにするとともに、ただ単に法令データベースを起動するだけのボタンを表示させることとし、利用者は参照条文以外の条文の内容を知りたい場合は、そのボタンをクリックし、法令データベースを起動したうえであらためて法令を検索するという方法で対応することが考えられる。

しかしこの方法も、同一判例で引用されていながら、ある法令はクリックするだけで簡単に内容を参照できるにもかかわらず、別の法令については法令データベースにみずから検索条件を入力し、検索したうえでなければ表示されないということになり、整合性にかけるものになることは否定できない。

したがって、法令データベースを起動させることによって対応をはかる場合は、簡易な検索を実現するために、判例中の法令名、任意語をクリックするだけで法令データベースの検索項目に取り込めるようにしておくことが必要であろう。

(2) 法令データベースを利用しながら判例を参照する場合

前述したように、法令はその性質上規定のしかたが抽象的であり、その内容を理解するためには、判例の理解が必須になる。

したがって、条文表示画面から判例を参照できるようにすることが必要である。具体的には、条文表示画面中に「判例」ボタンを表示し、そのボタンをクリックすることにより、現在表示されている条文に関連する判例が参照できるという構造になる。

条文	
【法令名】行政事件訴訟法	判 例
第9条 (原告適格)	
処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え (以下「取消訴訟」)	
判例一覧	
091160 H070413 地：東京／決定 (H06ヨ21204)	
地位保全仮処分申立事件	
091159 H070322 高：東京／判決 (H03行コ69)	
住民票記載処分取消請求控訴事件	
091161 H070221 最：2小／判決 (H06行ツ108)	

[図2-3 条文表示画面における判例一覧例]

ところで、判例をこのように表示させるとしても、その表示させる判例を特定する方法が問題である。その方法としては、法令データベースで表示している法令の、法令名、条数以判例データベースを検索し、得られた結果を法令の関連判例とすることが考えられる。しかしこの方法で判例を表示させると、法令によっては何百、何千という判例が表示されてしまうものがある。たとえば、民法709条の不法行為では7718件、自動車損害賠償保障法3条では2182件の判例が関連判例となる。これは、法令が一般的な内容をもつものであるため、あるいはその法令が特定の種類の事件では必ず引用されるようなものであるためなどの理由による。

また、判例の参照条文として掲げられていても、必ずしもその判例で当該法令が解釈されているとは限らず、単にその判例の処理のために利用されたにすぎない場合も多い。したがって、法令データベースを利用する際に、法令の解釈の参考にするために判例データベースを利用するという本来の形からみれば、このような判例はむしろノイズに近いものといえる。

そこで、これらの判例を選別する必要があるが、そのためにあらかじめ法令の解釈に必要な判例を特定しておき、法令データベースから検索した場合はこれらの判例しか出力しないようにすることが考えられる。しかし、どれが法令の解釈に必要な判例かを特定するのは容易ではない。これは、ひとつにはその作業が高度に専門的な知識

を要することがある。また判例の参照条文はひとつの判例に数個付加されている場合が多く、したがって参照条文のデータは判例のデータの数倍に及び、それらをひとつずつ選別するとすれば膨大な時間と労力を要することになる。

そこで、あらかじめ選別しておくことができない以上、参照条文から判例を検索した段階で、判例を選別することが考えられる。そのための項目としてはフリーキーワードである「任意語」を利用することになると思われるが、それでは法令データベースを利用するために判例データベースを参照するといいながら、結局判例データベースを法令と、任意語の項目で新たに検索しているに等しく、単なる「参照」の枠を超えるともいえる。

この問題の解決は容易ではなく、さらに検討を加える必要がある。

2. 5. 3 判例データベースとコメントデータベース

コメントは特定の判例の解説としてつけられるものである。したがって、判例を参照しながらその判例の解説を参照するというのがオーソドックスな利用方法といえる。

そこで現在の「リーガルベース」では、コメントが参照できる判例については「詳細表示画面」で「コメント」のボタンを表示し、当該ボタンをクリックすることによって対応するコメントを参照できるようにしている。これは「リーガルベース」から「コメント」への一方向の参照ということになる。

詳細	
【文献番号】 091159	コメント
【事件名】 住民票記載処分取消請求控訴事件	条文
【事	コメント
【裁	【コメント】 一 本件は、非嫡出子が住民票の続柄欄に「子」と記載
【裁	され、嫡出子と差別されていることは憲法13条、14
【判	条、国際人権規約B規約24条等に違反すると主張して
【裁	母X1及び認知した父X2が市長Y1に対し、住民票の
【出	続柄欄の記載処分の取消しと差別のない住民票の発行（
	無名抗告訴訟）とを求め、さらにX1、X2及び子X3

[図2-4 判例データベースにおけるコメント表示例]

ところで、コメントは、それを読むだけで判例の内容をつかむことができ、判例自体の参照に代えることができるなど、それ自体で有効に活用できるものでもある。そこで、コメントデータベースでは、コメントを単独で検索・参照できる機能を付加する必要がある。

そこで、検索項目について検討すると、次のものがあげられる。

[解説された判例に関するデータからコメントを検索する項目]

- ・ 裁判日付
- ・ 裁判所
- ・ 事件番号

[コメントの内容から検索する項目]

- ・ 任意語

ここで、このようにコメント自体を単独で検索できるようにした場合、上記とは逆に、検索したコメントから、対象となっている判例を参照する必要がでてくる。これはコメントから判例へという逆方向の参照になる。

そこで、コメント参照画面中に「判例」ボタンを設けておくことが必要になる。

以上のように、判例データベースとコメントデータベースの間は、相互に随時往来できるようにしておく必要がある点で、判例データベースと法令データベースの間、あるいは後述の法令データベースとコメントデータベースの間と異なる。

ところで、コメントには、解説の対象となっている判例と同種の判例や、過去の判例の情報が含まれている場合がある。これは、これらの判例を比較参照することにより、論点や判例の流れをつかむことができ、よりの確に判例をとらえられるからである。そして、それらの判例の中には、コメントが付されているものも多い。そこで、コメントを参照した際に、このような同種判例のコメントも同時に参照できれば、より有効にコメントを活用できるようになる。

そこで「コメント詳細表示画面」中に、当該コメントで引用されている判例のうち、コメントを参照できるものを表示するためのボタンを設けておく必要がある。

コメント	
	引用コメント
【コメント】一 本件は、非嫡出子が住民票の続柄欄に「子」と記載され、嫡出子と差別されていることは憲法13条、14条、国際人権規約	
引用コメント一覧	
○広島高裁昭和59年9月28日判決（判例タイムズ537号92頁）	
○最高裁昭和51年4月14日判決（判例タイムズ335号126頁）	
○東京高裁平成6年6月3日判決（判例タイムズ846号129頁）	
○最高裁昭和58年11月7日判決（判例タイムズ513号106頁）	
○最高裁昭和60年7月14日判決（判例タイムズ565号65頁）	
	表示

〔図2-5 コメントデータベースにおける引用コメント一覧例〕

しかし、あるコメントから、その中に引用されている他のコメントを参照しても、さらにその中に他のコメントが引用されている場合も多く、コメントの引用は何階層にも及ぶ場合がある。また、前述したとおり、コメントと判例は密接に対応しているので、これらのコメントの判例も表示させるようにすると、何階層にも及ぶコメントにつきそれぞれ判例が対応することになり、その関係は複雑なものになる。

たとえば、「広島高裁平成6年9月30日判決」という判例およびそのコメントを例に検討してみる。

(1) 広島高裁平成6年9月30日判決

[コメント中に引用された判例中、コメントの参照が可能なもの（以下同じ）]

- ①最高裁平成5年1月20日判決（判例タイムズ806号58頁）
- ②最高裁昭和63年10月21日判決（判例タイムズ707号90頁）
- ③東京高裁平成6年6月3日判決（判例タイムズ846号129頁）⇒ (2)

(2) 東京高裁平成6年6月3日判決

- ①最高裁昭和51年4月14日判決（判例タイムズ335号126頁）
- ②最高裁昭和58年11月7日判決（判例タイムズ513号106頁）

- ③最高裁昭和60年7月17日判決（判例タイムズ565号65頁）
- ④最高裁昭和63年10月21日判決（判例タイムズ707号90頁）
- ⑤最高裁平成5年1月20日判決（判例タイムズ806号58頁） ⇒（3）

（3）最高裁平成5年1月20日判決

- ①最高裁昭和51年4月14日判決（判例タイムズ335号126頁）
- ②最高裁昭和58年11月7日判決（判例タイムズ513号106頁）
- ③最高裁昭和60年7月17日判決（判例タイムズ565号65頁）
- ④最高裁昭和63年10月21日判決（判例タイムズ707号90頁） ⇒（4）

（4）最高裁昭和63年10月21日判決

- ①東京高裁昭和62年10月22日判決（判例タイムズ650号104頁）
⇒（5）
- ②最高裁昭和51年4月14日判決（判例タイムズ335号126頁）
- ③最高裁昭和58年11月7日判決（判例タイムズ513号106頁）
- ④最高裁昭和60年7月14日判決（判例タイムズ565号65頁）
- ⑤最高裁昭和58年4月27日判決（判例タイムズ502号72頁）

（5）東京高裁昭和62年10月22日判決

- ①東京高裁昭和49年4月30日判決（判例タイムズ308号100頁）
- ②最高裁昭和51年4月14日判決（判例タイムズ335号126頁）
- ③東京高裁昭和53年9月11日判決（判例タイムズ368号126頁）
- ④東京高裁昭和53年9月13日判決（判例タイムズ368号120頁）
- ⑤東京高裁昭和55年12月23日判決（判例タイムズ429号43頁）
- ⑥大阪高裁昭和57年2月17日判決（判例タイムズ463号104頁）
- ⑦最高裁昭和58年11月17日判決（判例タイムズ513号106頁）
- ⑧広島高裁昭和59年9月28日判決（判例タイムズ537号94頁）
- ⑨東京高裁昭和59年10月19日判決（判例タイムズ537号113頁）
- ⑩大阪高裁昭和59年11月27日判決（判例タイムズ541号101頁）
- ⑪最高裁昭和60年7月17日判決（判例タイムズ565号65頁） ⇒（6）

(6) 最高裁昭和60年7月17日判決

- ①広島高裁昭和59年9月28日判決 (判例タイムズ537号92頁)
- ②東京高裁昭和59年10月19日判決 (判例タイムズ537号113頁)
- ③大阪高裁昭和59年11月27日判決 (判例タイムズ541号101頁)
- ④大阪高裁昭和59年11月29日判決 (判例タイムズ541号117頁)
- ⑤札幌高裁昭和59年12月25日判決 (判例タイムズ544号77頁) ⇒ (7)
- ⑥最高裁昭和51年4月14日判決 (判例タイムズ335号126頁)

(7) 札幌高裁昭和59年12月25日判決

- ①最高裁昭和58年11月7日判決 (判例タイムズ513頁106頁)
- ②広島高裁昭和59年9月28日判決 (判例タイムズ537号92頁)
- ③大阪高裁昭和59年12月7日判決 (判例タイムズ541号99頁)



このように、最初の広島高裁の判決コメント中から1つを選択して引用をたどっただけでも何階層にも連鎖し、この連鎖はさらに継続している。また、それぞれのコメントには、それに対応する判例が判例データベースに存在するので、何階層にもコメントをたどりながら、随時対応する判例データベースと往来するとすれば、その連鎖はさらに複雑になる。

その結果、検索の出発点はどこだったのか、現在検索の過程でどこにいるのかなどが不明になることも考えられ、利便性を追求したが故に、かえって使いにくいものになってしまうことも考えられる。

したがって、引用コメントをたどっていく機能は是非とも必要であるとしても、どの段階までたどれるようにするのか、判例データベースとのリンクはどうするかなどの点についてはさらに検討を加える必要がある。

2. 5. 4 コメントデータベースと法令データベース

コメントデータベースと法令データベースの関係については、コメントが判例を解説したものであることから、判例データベースと法令データベースに関する議論が概ねあてはまる。

(1) コメントデータベースを利用しながら法令を参照する場合

コメントデータベースに収録しているコメントに対応する判例にはすべて「参照条文」のデータが付けられているので、その法令・条文をコメントの参照条文にすることができる。したがって、判例データベースの場合のように、データによって、参照条文の有無がわかるなどということはない。

また、現在コメントの詳細表示画面では、参照条文を表示していない。したがって、コメントデータベースでは、

[条文] ボタン → 参照条文ウインド → [条文表示] ボタン → 条文

という流れで表示しても従来のものと違和感なく整合する。

ただし、この参照条文は、判例データベースの場合と同様、コメント中に出現する法令・条文に100パーセント対応しているわけではない。したがって、データの段階で対応させるようにして処理するのか、あるいは法令データベースを起動するだけのボタンを用意することによって処理するのか、この点は判例データベースと法令データベースの間にある問題と同様の問題がある。

(2) 法令データベースを利用しながらコメントを参照する場合

この場合も、判例データベースと同様、法令データベースで参照している法令名・条数以コメントデータベースを検索して表示する。しかし、現在コメントデータベースでは、固有のデータとして参照条文のデータをもっておらず、検索項目にもなっていないので、まず参照条文のデータを判例データベースから取り込んだうえで、参照条文を検索キーにすることが必要である。

なお、コメントデータベースの場合も、判例データベースの場合にみられたように、

①条文によっては、数百、数千というコメントが表示され、条文の参考コメントと

しての限界を超える場合がある。

②かならずしも、条文の解釈に必要なコメントだけが表示されとは限らない。という問題が発生する。

2. 6 まとめ

判例、法令、コメントの各データベースを統合一体的に運用することが、法的データベースの効率的利用のために必要不可欠であることは明らかである。

しかし、以上検討したように、統合の度合は、判例とコメントのように常に相方向にリンクし、相互に往来できるようになっていることが必要なものと、データベースを検索している際に、随時必要に応じて他のデータベースを参照できれば足りるものがあるなど、かならずしも一様ではない。

また、統合をするためには、その前提として、データを大幅に整理・更新するなど、膨大な時間と労力を要する作業が必要になる場合があるなど、解決しなければならない問題がいくつも残されている。

したがって、今後、これらの問題を解決するためにはどのような方法が効率的かという点を中心にさらに検討を加える必要がある。

またこれとは別に、データベースの媒体の問題があげられる。現在、CD-ROMで各データベースを構築しているが、容量の関係で複数枚にわたっている。そのため、使い勝手の点でかなりの制約を受けている。この点、容量8.5ギガバイトの次世代光ディスク(DVD)が利用できればすべてのデータベースを1枚に収納できるので、各データベースの統合一体化も自ずから別のものになる。

ただし、CD-ROMがやっと一般化した現在、DVDがどれだけの速度で一般化するか、現段階で予測するのは困難である。

しかし、DVDによりデータベースの姿が変わりうるのであるから、今後それをにらんで対応を考えておく必要がある。

3. オフラインとオンラインの融合化

3. 1 タイムラグの存在

現在わが社では、オフラインであるCD-ROMで判例データベースを提供している。これは、オフラインデータベースであれば、24時間いつでも、またどこでも利用できること、従量料金制のオンラインと異なり、利用時間を気にせずに時間をかけてゆっくりと検索できることというメリットがあるからである。

しかし、オフラインである以上、CD-ROMの発売時期からくるタイムラグの問題が常につきまとう。当社では、営業政策上、データベースの更新を年2回としている。したがって、タイムラグは最大6か月に及ぶことになり、高度情報化社会において、最新の判例情報を必要とするユーザーには大きな障害となる。

そこで今回、オフラインデータベースとオンラインデータベースの融合化を研究し、ある一定の時期までのデータはオフラインで提供するとともに、最新のデータはオンラインで提供することによって、このタイムラグの問題を解決しようとした。

ところで、タイムラグには2種類のものがある。前述したCD-ROMの発売時期によるラグと、もう一つは、判例集発売までのラグである。すなわち、わが社では、公刊される判例集から判例データを入力するが、判例の言い渡し日から、判例集の発売までの間に、すでに相当時日が経過しているため、その時点ですでにタイムラグが存在していることになる。このように、判例集には、いわば「含みラグ」のようなものがあるため、CD-ROMの発売時期との関係で、データ入力のしめきり直前に入手したものであってもタイムラグからは逃れることはできず、しめきり直後に入手したものについてはこの「含みラグ」にさらに6か月のラグが加わることになる。

もっとも、オフラインとオンラインの融合化は、もっぱら前者のタイムラグの問題を扱うものであるが、この融合化の目的がタイムラグの解消にある以上、後者のラグについてもその現状を検証し、融合化によりそのラグを解消できないかを検討することも必要である。

3. 2 判例集の発売時期によるタイムラグについて

3. 2. 1 現 状

まず、この判例集の発売時期によるタイムラグがどの程度のものか、はたして無視しうる程度のものなのかを検証する。

そこで、われわれが裁判に関する情報として最初に知りうるものとして、新聞の裁判報道を選択し、報道された裁判がその後どのくらいの月日を経て判例集に搭載されたかを調査した。これは、そもそもわれわれが裁判に関する事実を知らなければタイムラグを意識することもないと考えられるからである。

調査は、過去の任意の1月間に報道された裁判の経過を追うという方法で行った。

●調査対象年月 平成5年3月

●調査対象紙 朝日新聞

まず、平成5年3月1か月間で報道された裁判の情報は全部で73件あった。

その後、このうち、公式判例集や判例雑誌に搭載され、リーガルベースに入力されたものは30件あり、搭載率は41パーセントであった。これは、報道された裁判の中には、法的に注目すべきものとして報道されるものだけでなく、いわゆる社会ネタ、事件ネタとして報道されるものも多く含まれるからである。

そして、この30件の判例について、言い渡しから判例集発売までの期間を見てみると、最短で2か月、最長では13か月、平均で7.8月であった。これは、われわれが特定の裁判につき興味をもっても、判例として接するまで約8か月かかることを表している。そして、これを実際に判例データベースとして利用できるまでの期間を考えるとこれに加えてさらに最大6か月要することになる。ただし、これらの裁判は、新聞報道の段階ではほとんどが事実を報道する「記事」として掲載されるだけであり、裁判の詳しい内容を知ることができるものではない。

ところで、裁判に関する報道のうち、特に重大な事件、一般の関心の高い事件については、新聞報道の段階で「記事」とともに「判決理由の要旨」が報道されるものがある。この「判決理由の要旨」には、裁判の論点や、それに対する裁判所の判断などが含まれており、ある程度法的に価値のある報道になっている。すなわち、これらの事件については、この「判決理由の要旨」をオンラインデータベースに入力すること

により、言い渡しとほぼ同時にデータベースで提供できることになり、不十分ながら「含みラグ」を解消することができるということになる。

そこで、これらの「判決理由の要旨」付きの判例についてタイムラグを検証してみることにした。

●調査対象期間 平成5年、6年の2年間

●調査対象紙 朝日新聞

その結果、この2年間で「判決理由の要旨」が掲載された裁判は全部で38件あり、37件が判例集に掲載された。

このうち、平成5年に報道されたもの、その掲載判例集および判例集発売までのタイムラグは次のとおりである。

1月20日	衆議院定数訴訟	最民集47巻1号	2. 5月
2月10日	女子高生校門圧死事件	判例タイムズ815号	4. 7月
16日	箕面忠魂碑訴訟	判例タイムズ815号	4. 1月
19日	連合赤軍事件	掲載なし	
25日	厚木基地訴訟	判例タイムズ816号	4. 8月
26日	国籍確認訴訟	判例タイムズ809号	2. 1月
3月11日	大東館事件	判例タイムズ835号	12. 7月
16日	家永教科書裁判	判例タイムズ816号	4. 8月
25日	水俣病熊本訴訟	判例時報1455号	3. 2月
26日	三池CO中毒訴訟	判例時報1459号	4. 5月
26日	信濃川河川敷訴訟	判例タイムズ829号	9. 7月
5月17日	共和汚職事件	判例時報1475号	8. 1月
21日	ラップカルテル事件	判例タイムズ828号	7. 4月
6月17日	東京佐川事件	判例タイムズ823号	4. 0月
23日	非嫡出子訴訟	家裁月45巻6号	3. 0月
10月20日	第3次家永訴訟	判例時報1473号	2. 4月
22日	県議選定数訴訟	最民集47巻8号	4. 3月

11月 1日	榎井村再審決定	判例時報1509号	14. 0月	
	25日	ホテルニュージャパン	最刑集47巻9号	4. 4月
	26日	京都水俣病訴訟	判例タイムズ838号	2. 2月
12月 6日	リクルート事件	判例タイムズ843号	6. 5月	
	16日	参議院定数訴訟	判例タイムズ838号	4. 5月

そして、これに平成6年の事件を加え、タイムラグの平均をとると約5月となる。

上記平成5年の一覧を見ても判るとおり、「判決理由の要旨」付きの裁判は著名なものが多く、それだけ利用者のニーズも高いと思われる。その中で、平均約5月、最大では14月もの間これらの事件を判例データベースで利用できないのは利用者の便宜の点で問題があるといえる。

そこで前述したとおり、判例集が公刊され裁判の全文が手に入るまでのいわば「つなぎ」として、この「判決理由の要旨」をオンラインで提供することも検討に値するものと思われる。

ただし、「判決理由の要旨」を提供するに際しては、次のような問題がある。

まず、「判決理由の要旨」は、裁判を言い渡した裁判所側から提供されるものであるが、その中には、裁判の内容を簡潔にまとめたいわゆる「判示事項」「裁判要旨」とよばれるものが付されていない。この「判示事項」「裁判要旨」は、検索した結果から利用者が真に必要としている判例を選別するために使用するものであり、これがなければ利用者はいちいち本文を読み下さなければ選別ができないことになる。そこで、データを処理する段階で「判示事項」「裁判要旨」を付ける必要があるが、その作業は高度に専門的な知識を要するものであることから、そのための人材を確保する必要がある。

また「判決理由の要旨」は、上記のとおり、正式は判例集が公刊されるまでの「つなぎ」であり、それらの判例が入手できた段階で差し替える必要がある。ところがこのような著名な事件については、同一の判例が4種類、5種類の判例集に掲載されることも珍しくなく、しかもそれらの判例集は、判例集としての権威・重要性の別とかかわりなく、いわばさみだれ式に公刊されるので、その中から差し替えるべき対象の判例集を選別しなければならない。特に、「リーガルベース」では、国が発行する公式判例集を優先して入力しているところ、通常は民間の判例雑誌の方が先に公刊され

ることから、従来のデータとの整合性を重視し、公式判例集優先の原則を維持するとすれば、

[判決理由の要旨] → [判例雑誌掲載判例] → [公式判例集掲載判例]

という、2度の差し替えをしなければならず、その際の手間、間違いの発生の可能性という点もさることながら、ユーザーを混乱させることになりかねない。

このように、「判決理由の要旨」の提供にはいくつかの問題もあることを考えれば、利用者のニーズの点を考慮し、なお慎重に検討する必要がある。

3. 3 オフラインとオンラインの融合化

前述したとおり、オフラインデータベースには、つねにタイムラグの問題が発生する。反面、利用料金が定額で、利用時間の制限もない。一方オンラインでは、これとは逆に、最新のデータを入手できるかわりに、従量制の料金のため、利用料金がかさむ。

このように、両者は、相手の欠点が自らの長所に、長所が短所にと関係にある。そこで、両者を融合化すれば、双方の短所を補ったうえで長所を活かすことができることになる。

ところで、オフラインとオンラインを融合化するといっても、両者の基になるデータが日々更新され、常に最新のものになっていなければ、タイムラグの解消にはつながらない。したがって、データベースのメンテナンスを充実し、データの日々の更新が可能にすることが、融合化の前提ということになる。

すなわち、オフラインとオンラインをデータの側から見れば、日々更新される大本のデータの流れがあり、その流れの中で最新のものを提供するのがオンラインであり、ある特定の時点でデータを切り取ってCD-ROM化したものがオフラインデータベースということになる。そして、オフラインのバージョンアップも、そのための特別な処理を行うというよりは、バージョンアップ時期を定め、その時点で基データを取り出してCD-ROM化するという処理を行うにすぎないということになる。

ところで、現在のリーガルベースでは、更新が最大ほぼ1週間に1回しか行えないような構造になっている。そこで、まず、融合化の前提としてリーガルベースのデー

タ構造を見直し、日々更新が可能になるようにすることとした。

3. 4 データメンテナンス構造の検討

リーガルベースでは、現在、データの管理はテキストデータでおこなっている。そのため、データを追加する場合はもちろん修正する場合でも、一度テキストデータの段階まで戻って修正をおこない、再度マージして元ファイルをつくったうえでさらに各中間ファイルに分割し、CD-ROM用のファイルにするという処理が必要であった。そのため、全体として約1週間の期間が必要となり、更新のサイクルがこの期間に制限されることになっていた。

そこで今回、融合化をおこなうにあたり、修正等を中間管理データで直接おこなえるようにし、従来6日程度その処理に要していた元ファイルから中間ファイルへの分割の工程をなくすこととした。その結果、それまでは1週間かかっていた追加・修正の期間が1日で終了するようになった。

またこれと平行して、NetWareによるLANシステムを構築し、同時に複数の端末から修正がおこなえるようにし、作業の能率化をはかった。

この結果、融合化の前提である、基データの日々更新という目的がほぼ達成された。

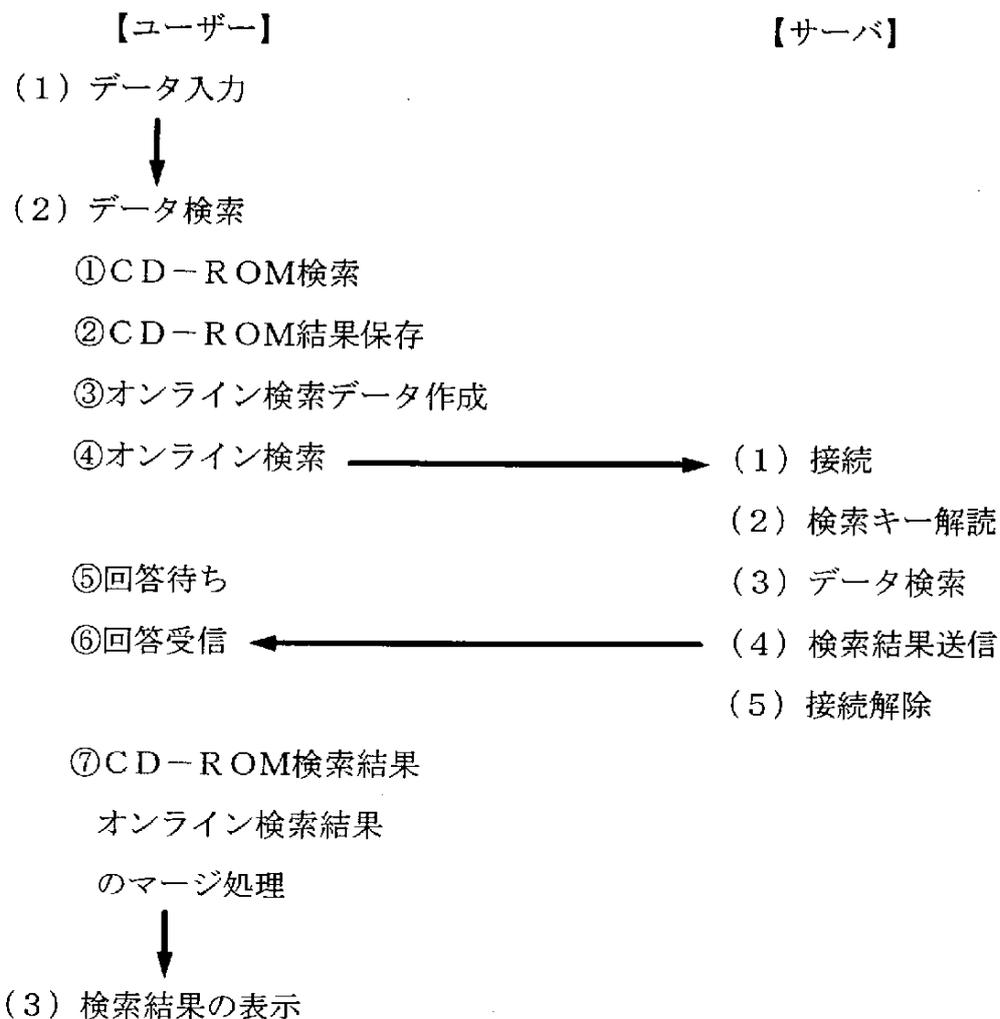
3. 5 融合化の方法

3. 5. 1 J L I C提供方式 (その1)

当社 (以下「J L I C」という。) にサーバを置き、前回のCD-ROM発売以後のデータをオンラインで提供する。ユーザーは、以前のデータをCD-ROMで検索し、最新のデータはオンラインにより検索するという方法。

その際、ユーザー側であらかじめ環境を設定しておけば、ユーザーは、検索項目を入力し、検索ボタンをクリックするだけで、検索ソフトの方でCD-ROMとオンラインを検索し、両者の結果をマージして出力するものとする。すなわち、ユーザーとしては、従来の検索方式と同様の操作をおこなうだけで、自動的にCD-ROMとオンラインの検索ができることになり、最新の判例まで入手できることになる。

この間を流れを表すと次のようになる。



ここで本方式のメリット、デメリットをまとめる。

[メリット]

- ①この方式で検索すると、検索ソフトの方で必ずオンラインを検索に行くので、ユーザーは従来と同様の操作で常に最新の判例まで入手できることになり、オフラインとオンラインの融合化という目的に最も近いものになる。
- ②オフラインで検索したデータとオンラインで検索したデータの形式がいずれもJLIC形式なので、データのマージ等がおこなえる。
- ③JLICの基データだけを基準に運用するので、そのデータを更新するだけでオフライン、オンラインの双方に対応できる。
- ④一度システムを構築すれば他の方式に応用するなど、ある程度汎用性がある。

[デメリット]

- ①サーバ管理プログラムの開発等、初期投資に要する費用が大きい。
- ②サーバを常に稼働させなければならず、そのための保守・管理が必要になる。
- ③アクセスポイントがないので、地方のユーザーにとり通話料の負担が大きくなる。

3. 5. 2 商用ネットワーク方式 (その1)

NIFTY-Serve等の民間のネットワークを利用して、最新判例のデータを送信する方式。ユーザーは、「旧」判例についてはCD-ROMで参照し、新判例はネットワークを利用して参照する。

この方式をNIFTY-Serveを例に検討する。

このシステムは、JLICが主催し、リーガルベースの利用者を前提に運営するので、CUG (Closed User Group) で構築する。

判例のデータは、CUGのメニューのひとつである「データライブラリー」で提供する。「データライブラリー」とは、データを蓄えてあるライブラリーを利用者があらかじめ設定された検索キーを利用して検索するものである。

ただし、このライブラリーには次のような制限がある。

- ①ライブラリーの数は、10個までを原則とし、最大でも20個までしか設定できない
- ②1つのライブラリーには512個までデータを登録できる
したがって、データは、通常では5120個まで、最大でも10240個までしか登録できない
- ③1つのデータにつけられる検索キーは5個までで、1個のキーワードは最大全角10文字
- ④1データの容量は2メガバイトまで

そこで検討するに、本システムで提供するものは、CD-ROMの提供から次回のCD-ROMの提供までの間のデータであるが、この間の判例の件数は通常1400から1500件程度であるので、ライブラリーの数による制限は受けない。

また、判例のデータの容量は最大でも1件1メガバイト以下であるので、容量による制限も受けない。

ただし、検索キーが最大5個までしか付けられず、文字数も10文字までと制限されている点は障害となりうる。すなわち、簡単なデータをライブラリーで提供するのであればこの程度のキーワードで特定できるが、判例を特定できるかは検討する必要がある。

まず特定の判例を検索するためのキーとして最低限「裁判日付」と「裁判所」を付ける必要がある。その結果、判例を内容から検索する任意語（フリーキーワード）は最大3個までしかつけられないことになる。これは、10文字以内の3個のキーワードで判例を特定しなければならないことを意味するが、複雑な判例の内容を3個のキーワードで的確に分類するのは難しい点もあり、ある程度大きなグループにしかしぼりこめないことも考えられ、最終的にはそのグループの中から実際に内容を確認して選択することになると思われる。

また、システムの構築費用は次のとおりである。

①初期開設料	300,000円
②データライブラリー開設料	100,000円
③ID番号料	100,000円
以上は初期費用、以下のものは月額	
④サービス管理料	100,000円
⑤データライブラリー管理料	30,000円
⑥ID番号管理料	30,000円

これをまとめると、初期費用として500,000円、データ管理料として月額160,000円、年額で1,920,000円かかることになる。

以上のことを前提に、次に本方式のメリット、デメリットをあげる。

[メリット]

- ①初期投資の額が前記JLIC方式（その1）に比較し少ない
- ②専用のIDが発行されるので、セキュリティがはかれる
- ③アクセスポイントがあるので、通話料が低額ですむ
- ④JLIC側でシステムのメンテナンスを考える必要がない

[デメリット]

- ①検索の方式が、オフラインとオンラインで全く異なるので、1回の操作で両者を検索することができない。どちらかのシステムで検索し、検索結果をダウンロードしてから、別個の検索として他方のシステムを検索することになる。したがって、「融合化」のイメージからはずれることになる。
- ②オンラインで検索した結果は、ひとつずつ独立した単なるテキストデータのため、そのままではCD-ROMから検索した結果とマージすることができない。たとえばオンラインのデータをCD-ROMのデータと年月日でソートして表示しようとしても、そのようなデータをもっていないためソートすることができない。
またマージしようとするれば検索したデータにあらたに検索キーを付さなければならぬが、そのようなシステムを構築するにはかなりの時間と費用が必要になる。
このように、本方式ではデータを機能的に表示・利用することができず、この点でも「融合化」の目的から離れることになる。
- ③キーワードの数および文字数が限定されているため、適切に分類することができない判例が生じる可能性が高い。
- ④初期投資は低いですが、ランニングコストがかかるため、数年で上記の独自方式とかわらなくなる。たとえば、独自方式の開発に500万円かかったとしても、2年余で費用の差はなくなる。また、マージ用のシステムを開発するとすれば、結局独自方式とかわらない費用がかかることになる。
- ⑤商用ネットワーク用のデータを、リーガルベースのデータとは別に作成する必要があり、更新データの構築が2本立てになる。

3. 5. 3 J L I C提供方式 (その2)

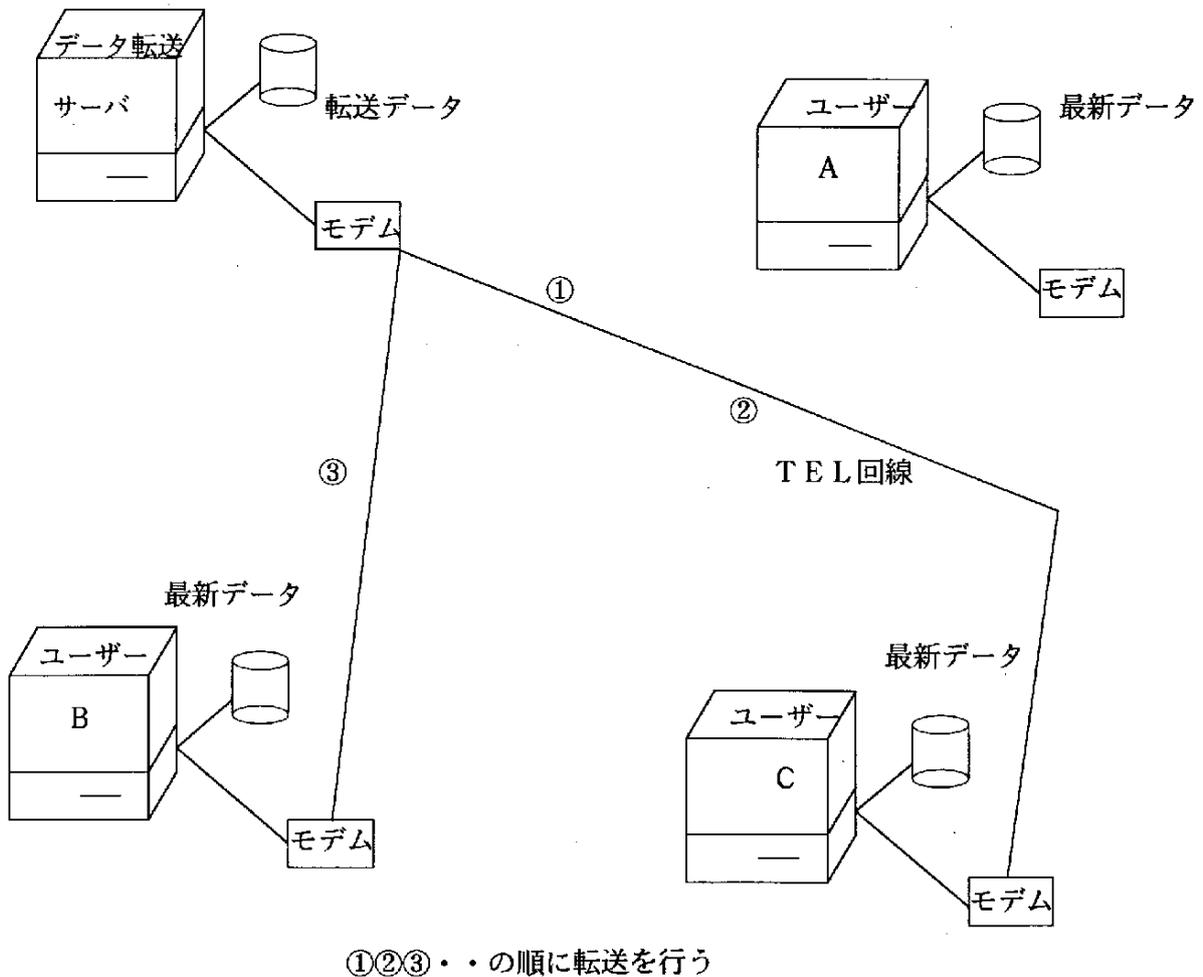
最新判例のデータをJ L I Cからユーザーのハードディスクに転送し、ユーザーはハードディスクとCD-ROMで検索をする方式

検索はユーザー側のパソコンだけでおこない、検索のつどサーバにアクセスするものではない。

サーバ、ユーザー間では、定期的にサーバからユーザーのパソコンに最新データが送信されるだけという一方向の関係になる。

(1) データ転送サーバ用プログラム

- ・サーバ用のソフトは、PC-98、DOS/V機とする。
- ・今回の開発では専用回線の対応はおこなわず、公衆回線のみとする。
- ・転送サーバの増設を可能なようにする。
- ・ユーザーIDのチェックをおこなうが、パスワードは設定しない。
- ・顧客リストに従い順次転送をおこなう。
- ・転送は、時間をおいて複数回リトライする。
- ・転送できなかった顧客のリストを出力する。



[図3-1 J L I C提供方式 (その2) のシステム構成イメージ]

(2) ユーザー管理

表示開始ID [XXXXX]			
ID	名称	TEL	住所

- ・ユーザーIDの開始番号を入力する。
- ・先頭から1000件の表示を行う。

新規

新しく追加を行います。

ID	[XXXXXX]
名称	[XXXXXXXXXXXX]
住所	[XXXXXXXXXXXX] [XXXXXXXXXXXX]
TEL	[XXXXXXXXXXXX]

登録します。
よろしいですか？

はい/いいえ

修正

現在のカーソル行を修正します。

削除

現在のカーソル行を削除します。

印刷

全員の一覧を印刷します。

抽出

全員の一覧を抽出します。

[図3-2 JLIC提供方式(その2)のユーザー管理]

(3) メッセージ管理

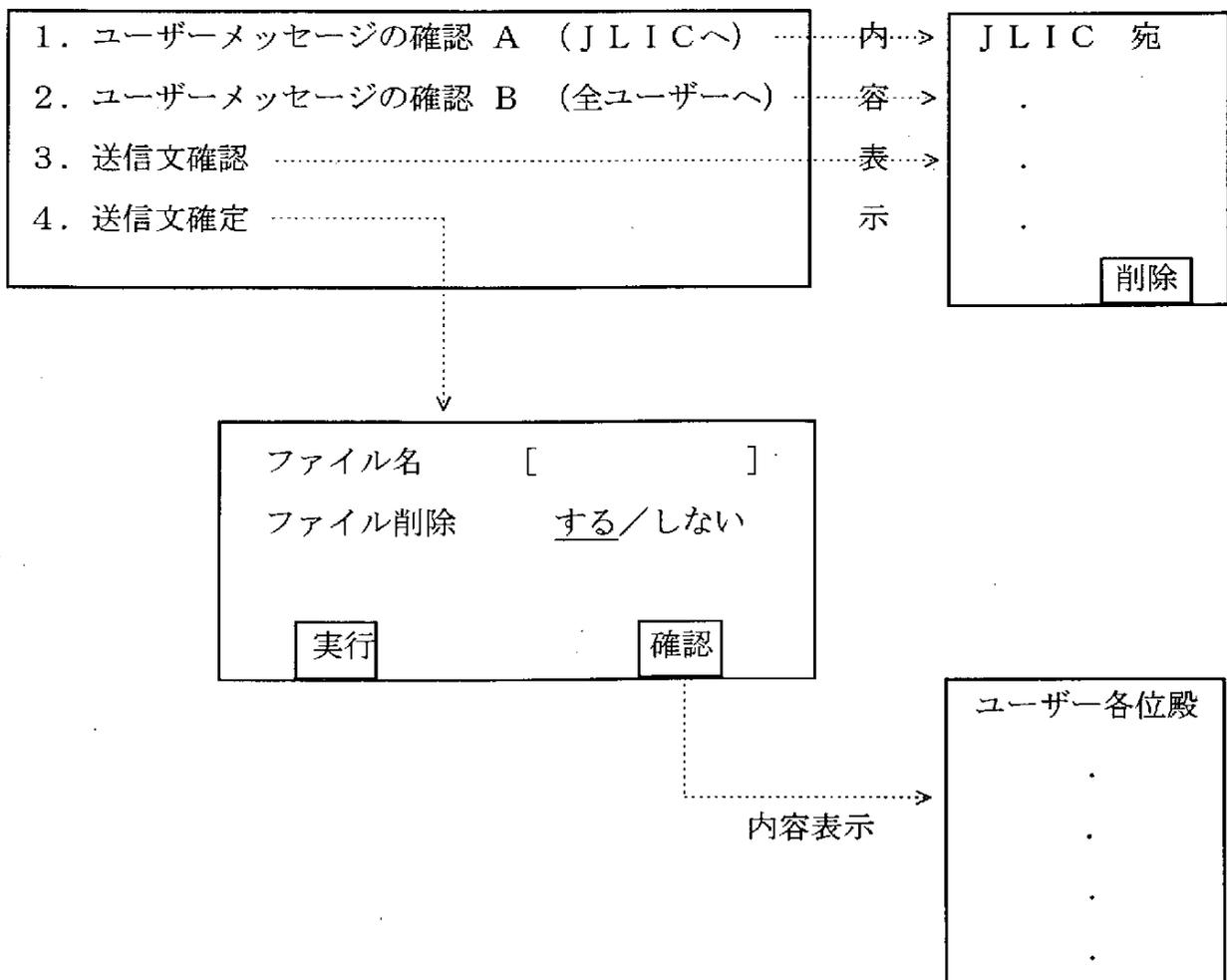
① メッセージデータ管理

- ・メッセージ毎にユーザー情報（送信 未・済）を持つ。
- ・ユーザーからのメッセージ保管。

- A) J L I Cからのメッセージ (J L I C → 全ユーザー)
- B) J L I Cへのメッセージ (ユーザー → J L I C)
- C) 全ユーザーへのメッセージ (ユーザー → J L I C・全ユーザー)

② メッセージの送受信

- ・回線管理サーバとは別のファイルサーバにつながっているクライアントで利用する。



[図 3-3 J L I C提供方式 (その2) のメッセージ]

(4) ユーザープログラム

- ・検索プログラムはWINDOWS Ver 3.1以上に対応する。
- ・ハードディスク・拡張メモリ（8Mb）が装備されている機器を対象とする。
- ・従来のCD-ROM（リーガルベース）の検索も可能とする。
- ・現行の検索機能は全て保有する。
- ・自動インストールが可能なものとする。

(5) 検索データの形式変更

- ・表示データの圧縮をおこない、CD-ROMの容量をあける。
- ・現在、処理に時間を要するので、法令名称テーブルのソートをデータ側でおこなう。
- ・ハードディスクとCD-ROM両方の検索をおこなえるようにデータ形式を変更する。

(6) 転送データの保存形式

サーバから転送された最新判例のデータの保存は、次の（A）、（B）のうちのいずれかの方式によりおこなう。

（A）転送データだけでなく、既存のCD-ROMのデータもハードディスクに保管する方式

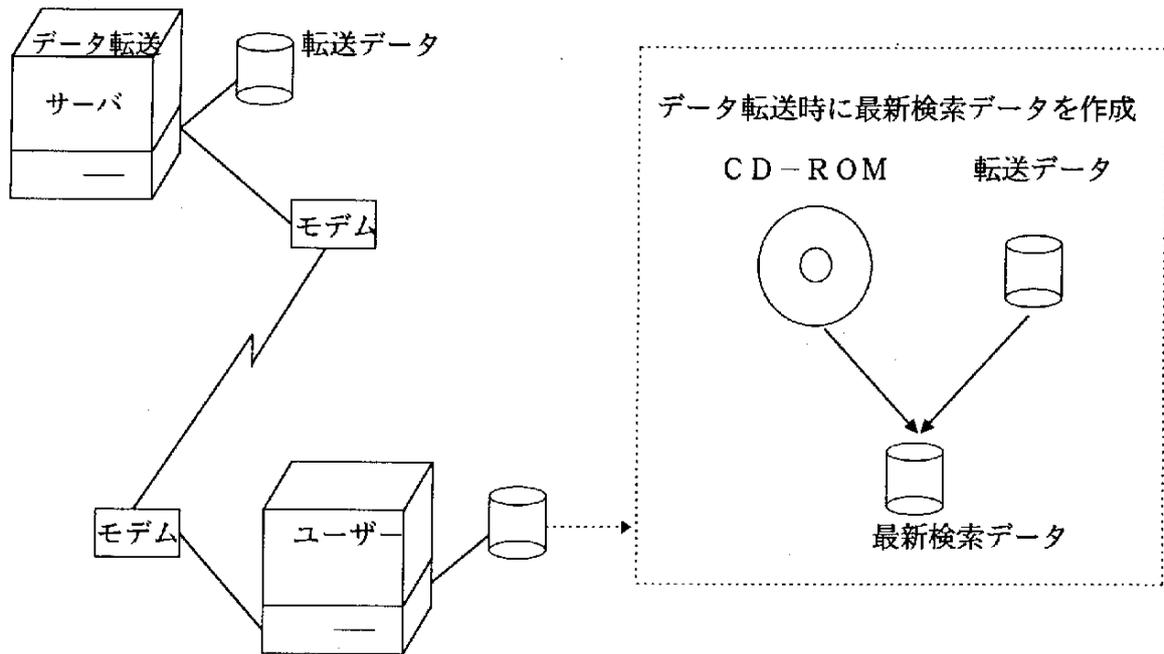
サーバからデータが転送された段階で、CD-ROMのデータと合わせて、ハードディスク内に最新の検索データを作成する。

検索は、全てこのハードディスク内の最新検索データでおこなう。

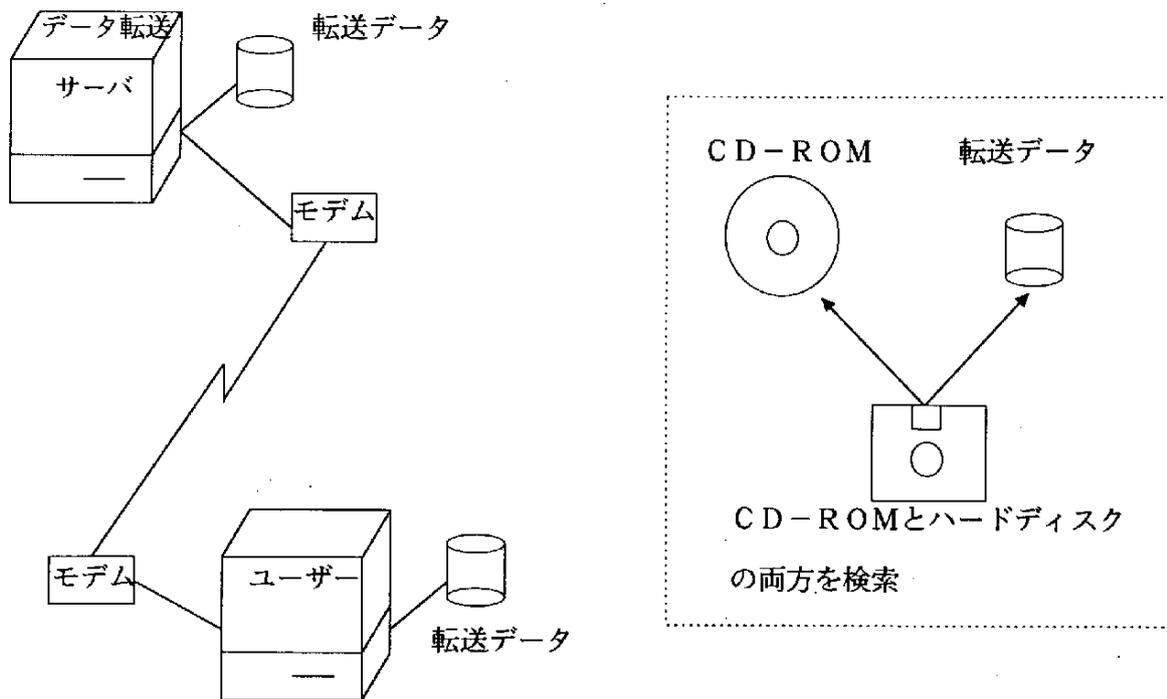
（B）転送データだけをハードディスクに保管する方式

単一の最新検索データの作成はおこなわない。

検索は、旧データについてはCD-ROM、最新データについてはハードディスクでおこない、両者の検索結果をマージして表示する。



[図 3-4 (A) 案イメージ図]



[図 3-5 (B) 案イメージ図]

このように、本方式は最新データをサーバから送信し、従来のCD-ROMのデータと合わせて検索する点で、オフラインとオンラインの融合化のひとつといえるが、常にオンラインを検索するものではない点で「JLIC方式(その1)」と異なる。

以下、本方式の方式のメリット、デメリットについて検討する。

[メリット]

- ①新判例のデータをサーバから一方的に送信するだけのシステムなので、JLIC方式(その1)より簡単であり、構築費用がそれ程かからない。
- ②データの形式が同じなので、新・旧判例を自由に表示、編集できる。
- ③オフライン、オンラインとも、同一のデータに基づくので、基データの更新・管理が容易である。
- ④更新データの提供は、無料でおこなうことを予定しているところ、JLICからユーザーにアクセスして送信する方式にすれば、通信料を含めユーザーに費用の負担をかけることがない。

[デメリット]

- ①新判例のデータは、JLICから送信したものにもとづくので、常に最新判例とはいえない。
送信サイクルの間は、前回送信分のデータが最新判例のデータになる。
- ②オンラインとCD-ROMのデータを同時に検索に行くのではなく、新判例の検索はあくまでユーザー側のハードディスクでおこなうので、ユーザーがハードディスクのデータを更新しなければ、1世代前の「新」判例の検索になる。
ただしこの点は、JLICから定期的にデータを送信するようになれば解決できる。なおその際も、ユーザーがJLICからの送信前に最新データを希望することも考えられるので、ユーザーから最新データを請求できるようにしておくことも必要である。

次に、上記転送データ保存形式の(A)および(B)について、メリット、デメリットを検討する。

[A方式のメリット]

- ①新データ、旧データともハードディスクのみから検索するので、検索速度が速い。

- ②データ転送時に最新検索データを作成し、検索はそのデータを対象にするので表示時のデータのマージが不要である。

[A方式のデメリット]

- ①CD-ROMのデータもハードディスクにとりこむので、ハードディスクに最大640メガバイト程度のあき容量が必要になる。

[B方式のメリット]

- ①A方式より遅いものの、検索の際にサーバと交信をしないので、検索が速い。
- ②ハードディスクに保存するのは最新判例分のみのため、ハードディスクに最大50メガバイト程度のあき容量があれば足りる。

[B方式のデメリット]

- ①検索をCD-ROMとハードディスクの双方でおこなうので、やや遅くなる。
- ②CD-ROMから検索したデータと、ハードディスクから検索したデータをマージする必要があるので、その間の処理時間がかかる。

3. 5. 4 商用ネットワーク方式 (その2)

リーガルベースの形式で構築した最新判例のデータを圧縮し、その圧縮したデータを商用のネットワークを利用してユーザーに送信する方式。

ユーザーは、そのデータをパソコンに取り込んだうえで解凍し、CD-ROMのデータと合わせて検索する。

商用ネットワーク方式 (その1) では、商用ネットワークで新判例のデータ自体を流し、ユーザーはその判例データを直接検索に行くが、この方式ではネットワークを通じて流されるのは、新判例のデータを圧縮したものであり、それ自体を検索の対象とするものではない。

[メリット]

- ①商用ネットワークを利用するので、システム構築のための初期費用が少なく済む。
- ②送信されるデータの形式はリーガルベースのものなので、(その1) と異なり検索結果をマージすることができる。

[デメリット]

- ①本方式と対応する「JLIC方式(その2)」の構築費用が、それ程高額にもならないと思われることを考えれば、ランニングコスト(詳細は前記「商用ネットワーク方式(その1)」参照)の方が、すぐに上回ることになりかねない。

3.6 各方式の検討

以上検討した各方式は、大きくわけて「最新判例の検索をオンラインでおこなう方式」と「オンラインは新判例のデータを送信するだけで、検索はオフラインでおこなう方式」の2つに分けられる。

このうち、前者は、検索時に必ずオンラインにアクセスするため、常に最新判例が入手できる。したがって、タイムラグの解消を目的とするオフラインとオンラインの融合化という課題に最も適合するものといえる。しかし、それぞれ検討したとおり、システムの構築費用や、ランニングコストなどの負担が大きい。

これに対し、後者の方式では、常に最新判例を検索するものではない点で、前者に比較して「融合化」の目的から一步後退するものといえる。しかしこの点は、JLICからの送信頻度を週1回ないし2回とすれば、最大でも7日サイクルでデータが更新されることになり、この程度のタイムラグであれば、それ程の障害にはならないと考えられ、タイムラグの解消という目的も十分に達成できると考えられる。しかも後者の方式には、構築費用の負担が前者に比べて少ないという大きなメリットがある。ただし、後者の方式のうち、商用ネットワークを利用するものは、ランニングコストがかかることを考えれば、負担は必ずしも少ないとはいえない。

結局、タイムラグの解消という目的の達成度合いおよびそのための構築費用という「費用対効果」の点から判断して、JLIC方式(その2)を中心にさらに検討を加えることが適当であると判断した。

そこで、社内のLANを利用して、同時に2台のパソコンでリーガルベースを検索するシステムを構築した。そして、このシステムで、一方に旧データ、他方に新データを置いて両者を検索し、検索結果をマージして表示することができるか、またそのために要する時間はどれぐらいになるかという実験をおこなった。

その結果、検索結果は最大でも数秒で表示されることがわかり、マージに要する時間は障害にはならないという結果を得た。

一 覧

A090890	H 0 7 0 7 1 7	地：名古屋／判決（H 0 5 ワ 3 1 7 5）
		損害金並びに貸付金の返還請求事件
B090513	H 0 7 0 7 1 2	地：東京／判決（H 0 6 レ 7 1）
		貸金請求控訴事件
B091284	H 0 7 0 6 2 8	最：2小／決定（H 0 6 シ 1 7 3）
		訴訟終了宣言決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件
A091286	H 0 7 0 6 2 3	最：2小／判決（H 0 6 オ 1 8 3 5）
		建物根抵当権設定登記抹消登記請求事件
A091285	H 0 7 0 6 2 0	地：東京，八王子／判決（H 0 6 わ 1 7 0）
		暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害被告事件 [調布駅前傷害事件]
B090887	H 0 7 0 6 0 8	地：東京／判決（H 0 6 ワ 1 0 4 2 4）
		損害賠償（株主代表訴訟）請求事件 [三井物産株主代表訴訟事件判決]

注. 新データ：文献番号がAのもの 旧データ：文献番号がBのもの

[図3-6 オンラインテストプログラム検索結果一覧画面]

[オンラインテストプログラム動作環境]

ファイル管理サーバ

サーバ機	FM-V560DE
OS	NETWARE Ver 3.1

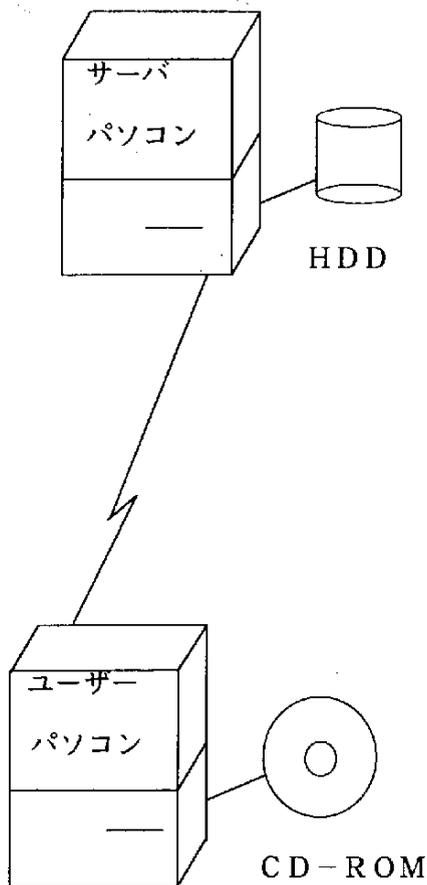
検索プログラム

動作機種	PC98、DOS/V
OS	MS-DOS、MS-DOS/V

- ・検索を、CD-ROMでおこなった後、サーバ内の最新データの検索をおこなう

・データ表示

1. 旧データはCD-ROM内のデータを表示する
2. 新データはサーバ内のデータを表示する
3. 新データの文献番号は「A」で表示し、旧データの文献番号は「B」で表示することとし、画面上区別をつけられるようにする



データ検索

1. 旧データ検索 (CD-ROM)
2. 新データ検索 (サーバ)
3. 1. の結果と 2. の結果をマージ

データ表示

旧データ	CD-ROMから表示
新データ	サーバから表示

[図3-7 オンラインテストプログラム イメージ図]

4. おわりに

以上、法的データベースをより機能的、効率的に利用できるようにし、真の法的データベースと呼べるものにするために、「多分野データベースの統合一体的管理」と「オフ・オンラインの融合化」という2点について調査、研究をおこなった。

まず「多分野データベースの統合一体的管理」については、未構築の法令データベースの開発および多分野データベースの統合一体的運用について調査、研究をおこなったが、前者の法令データベースの開発作業に予想以上の時間がかかり、後者の研究が必ずしも十分であったとはいえない面がある。

今後も、判例データベースである「リーガルベース」、コメントデータベースに今回完成した法令データベースを加え、実際にリンクづけの実験をおこないながら引き続き調査、研究を続ける予定である。

また「オフ・オンラインの融合化」については、オフラインデータベースの宿命であるタイムラグの解消という目的のために研究をおこない、各種方式の考案、比較をおこなって、一応の成果を見たといえる。

融合化を実現し、オフラインとオンラインの長所を活かしたデータベースシステムを構築することは、データベース全体の発展に大きく貢献するものと思われるので、今後は、本調査、研究の結果に、近時爆発的な拡がりを見せているインターネットを利用するシステムの構築を加え、さらに調査、研究を重ねていく予定である。

— 禁 無 断 転 載 —

平成8年3月

発 行 財団法人 データベース振興センター
東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル7階
TEL 03-3459-8581

委託先 株式会社 日本法律情報センター
東京都千代田区九段北一丁目10番5号
第4NSビル4・5階
TEL 03-3239-2723

印刷所 株式会社 エコロ
東京都港区西麻布一丁目15番15号

